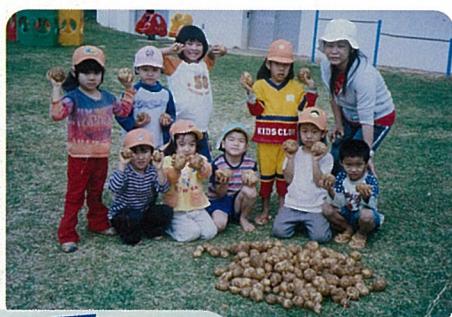


# いきいき親子“夢”プラン

— 読谷村次世代育成支援対策推進行動計画 —



平成17年3月

沖縄県 読谷村

# **いきいき親子 “夢” プラン**

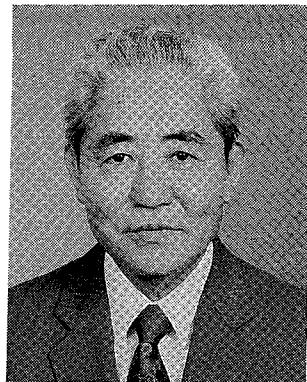
**—読谷村次世代育成支援対策推進行動計画—**

**平成17年3月**

**沖縄県読谷村**



## はじめに



本村においては、人口の増加に伴う住宅地化や都市化の進行など地域社会の姿が変化しつつあります。また、近年の社会情勢の変化に伴い、村が目指すべき社会福祉の方向も大きな転換期を迎えております。とりわけ、少子高齢化の進行は本村の将来を大きく左右する課題といえます。

そうしたなかにあって、本村においては「読谷村保健福祉計画」「読谷村母子保健計画」「男女共同参画社会をつくる読谷村行動計画（あやとりプラン21）」などを通じ、子どもからお年寄りまで、みんなが元気に暮らせる村づくりを推進して参りました。また、国の「新エンゼルプラン」、県の「新おきなわ子どもプラン」などの子育て支援策と連動して、本村においても子育て支援策の充実に努めて参りました。

平成15年7月、国における次世代育成支援対策推進法の制定を機に、本村においても総合的な少子化対策・子育て支援に取り組むこととなりました。

今回策定しました「読谷村次世代育成支援対策推進行動計画（愛称：いきいき親子“夢”プラン）」におきましては、「豊かな自然と地域の文化と“ゆいまーるの心”で育む読谷っ子」を地域における子育て理念とし、

- ・豊かな自然が健全な子ども達をはぐくむ
- ・地域の文化が感受性豊かな子ども達をはぐくむ
- ・“ゆいまーるの心”がやさしく明るい子ども達をはぐくむ

という3つの基本指針が提示されました。また、次世代育成に関する計画分野を6つに分け、それぞれの分野における各種施策の基本的な方向性が示されています。

今後はこの計画に基づき、次世代育成支援に関する諸施策を推進していく所存ですが、子どもは「地域の宝」という共通認識のもと、子どもの幸せと子育ての喜びを実感できる地域社会づくりに向けて、村民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画に関する調査にご協力賜りました村民・各種団体の皆様、計画策定にご尽力下さいました読谷村次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成17年3月

読谷村長 安田 康造

# 目 次

## 計画編

### 第1部 総 論

I 読谷村の現況と課題	1
1. 読谷村の概況	1
2. 統計からみた読谷村の状況と課題	2
3. ニーズ調査結果からみた読谷村の課題	12
II 計画の策定に向けて	16
1. 計画策定の目的と背景	16
2. 計画の対象	16
3. 本計画の位置づけと関連計画との整合性	16
4. 計画の期間	17
5. 計画の名称	17
III 施策の体系	18
1. 地域の子育て理念と基本指針	18
2. 施策の方向	19
IV 計画の推進	21
1. 連携体制の構築	21
2. 住民参加と情報発信	21
3. 計画の進捗状況の点検と見直し	21
4. 行政、地域、住民、家庭、企業・事業所等の役割	22

### 第2部 各 論

I 地域における子育て支援	25
1. 子育て支援サービスの充実	25
2. 地域ネットワークによる子育て支援の充実	26
II 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	28
1. 健康の確保と増進	28
2. 食育の充実	30
3. 医療環境の充実	30
III 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実	31
1. 次代の親の育成	31
2. 人と自然と触れ合う地域活動の充実	31
3. 心の教育の充実	32
4. 教育環境及び内容の充実	32

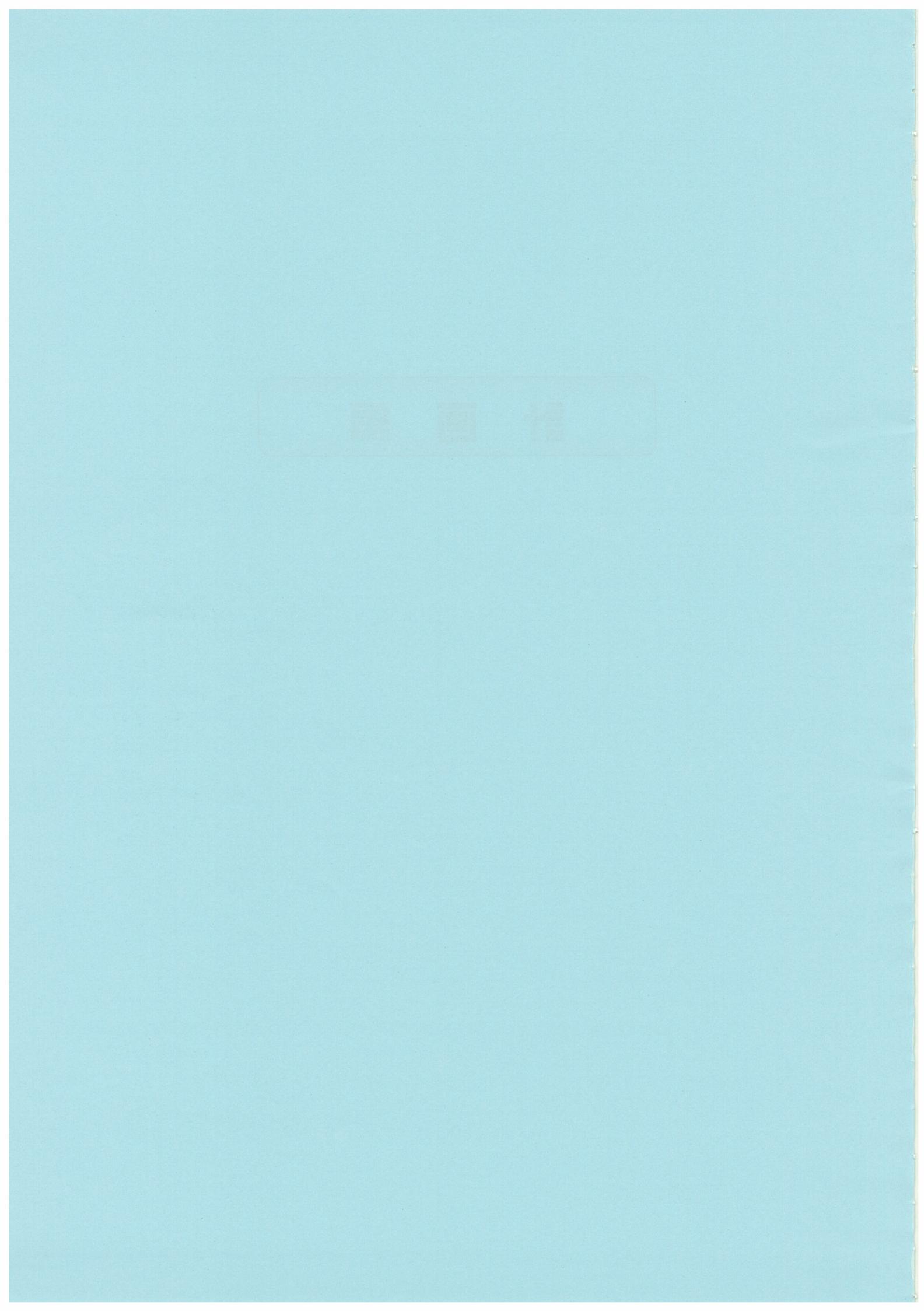
<b>IV 安心・安全で豊かな生活環境の整備</b>	33
1. 豊かな生活環境の整備	33
2. 交通安全対策の充実	34
3. 防犯体制の充実	34
<b>V 職業生活と家庭生活の両立の推進</b>	35
1. 家族による子育て支援の促進	35
2. 子育てを支援する職場づくりの促進	35
3. 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み	36
<b>VI 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進</b>	36
1. ひとり親世帯への支援の充実	36
2. 障害をもつ子どもがいる世帯への支援の充実	37
3. 児童虐待及び家庭内暴力の防止	37
<b>VII 計画の推進</b>	38
1. 連携体制の強化	38
2. 住民参加による計画の推進	38
3. 情報発信の充実	39
4. 相談機能のネットワーク化	40

## 資料編

◆計画策定の経過	41
◆読谷村次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	42
◆読谷村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	44
◆読谷村次世代育成支援対策作業部会委員名簿	45
◆住民代表ヒアリングの概要	46
◆次世代育成支援対策推進法	50
◆特定14事業の概要	58
◆用語解説	64



# 計画編



# 第1部 総 論

## I 読谷村の現況と課題

### 1. 読谷村の概況

読谷村は、沖縄本島中部の西海岸、東シナ海に突き出た半島に位置します。面積は 35.17 km<sup>2</sup> と沖縄県では比較的広い村域を有し、年平均気温は 23.3 度、年間降水量 1,789 ミリで亜熱帯気候区に属します。

青く澄んだ恵みの海は、サンゴ類やタカラガイの仲間、クマノミなどの多種多様な魚類など海の生き物の宝庫となっています。また、時には沖にザトウクジラやイルカ類が回遊してくることもあります。

陸域に目を転じると、森林には、リュウキュウマツやタブノキ、リュウキュウガキの林だけでなく、“ヤンバル”（沖縄本島北部）にみられるようなイタジイを中心とするシイ林もみることができます。また、海岸域には、潮風に強いアダン群落やテリハクサトベラ群落など海岸植生の発達が良好であり、読谷村は豊かな緑に彩られています。

山と海を結ぶ河川の上流域には、テナガエビ類やカジカガエル、ヨシノボリ類、イシマキガイなど、清流に住む生き物がみられます。また、河口付近には、メヒルギを主体とするマングローブ林がみられ、ミナミトビハゼ（トントンミー）やモズクガニ、コンシンテナガエビなどの愛らしい生物、カワセミやバン、シロハラクイナなどの野鳥とサギ類などの渡り鳥などをみることができます。

サンゴの海、緑の山々、清らかな川、マングローブの自生する河口域、その中で息づく様々な生き物たち、読谷の豊かな自然は地域の宝であり、村民の誇りです。

読谷での先人の営みは、古く縄文時代にまでさかのぼることができ、その後続く、グスク時代、琉球王朝時代、戦前、戦後という長い歴史のなかで、多くの史跡が残され、伝統文化が育まれ受け継がれてきました。「渡具知東原遺跡」や「喜名焼古窯跡」、世界遺産に登録された「座喜味城跡」などは先人の偉大な足跡の一つです。

また、琉球王朝時代には、中国（明）との進貢貿易の拠点でもあった長浜港から多くの文化・文物がもたらされ、独特の文化が花開きました。それらは、「読谷山花織」「喜名焼」に代表される「ヤチムン」（焼物）等の伝統工芸や各地の民俗芸能として継承され、読谷の大地に深く根ざしています。

さらに、読谷村は、沖縄文化発展の一翼を担ってきた琉球古典音楽の始祖として讃えられる「赤犬子」（あかいんこ）生誕の地としても知られ、歴史と伝統文化の息づく地域となっています。

豊かな自然と伝統文化を有する読谷の特徴は、子ども達の成長に資する絶好的の条件となっており、こうした地域の特徴をいかした次世代育成支援施策が求められています。

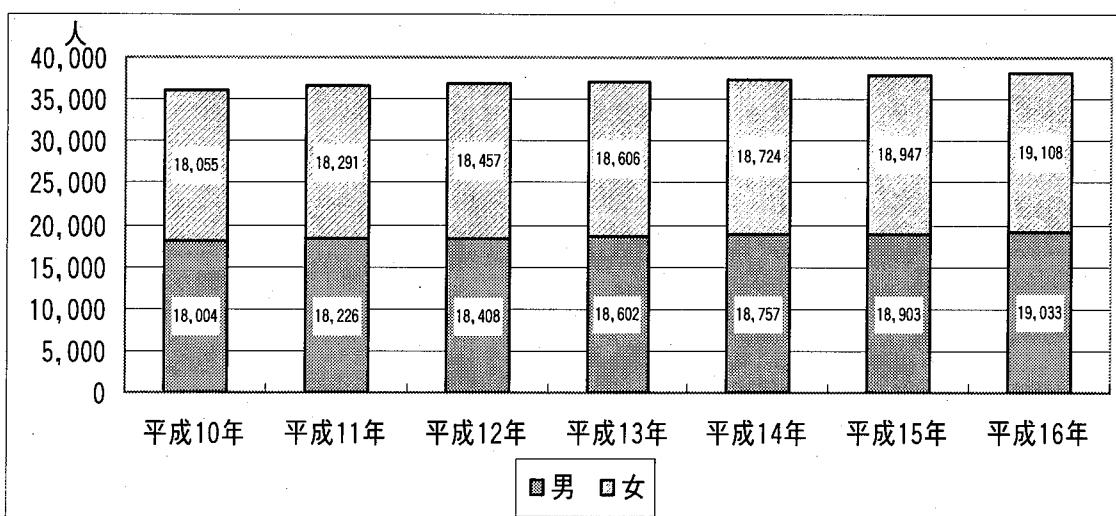
## 2. 統計からみた読谷村の状況と課題

### (1) 人口推移と将来推計

読谷村の人口をみると、平成 16 年 10 月 1 日現在では 38,141 人（住民基本台帳人口）であり、平成 12 年の 36,865 人と比較すると 3.46% 増加しました。県内の市町村の中では人口数が 10 位（平成 17 年 1 月 1 日現在）に位置しています。

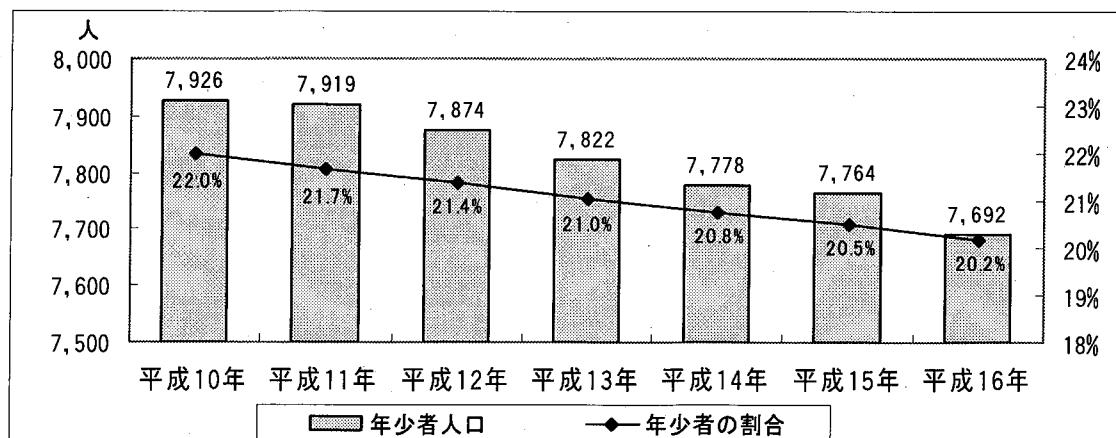
しかしながら、年少人口は減少傾向にあり、総人口に占める年少人口の割合を、平成 10 年（22.0%）と平成 16 年（20.2%）で比較すると、この 6 年間で 1.8 ポイントも下がっています。逆に、高齢人口は増加傾向にあり、平成 10 年には 4,246 人であったものが、平成 16 年には 5,569 人となり、高齢化率（総人口に占める割合）も平成 10 年の 11.8% から平成 16 年には 14.6% と、この 6 年間で 2.8 ポイント増加しました。

#### ● 人口の推移



資料：住民基本台帳人口

#### ● 年少人口と割合の推移



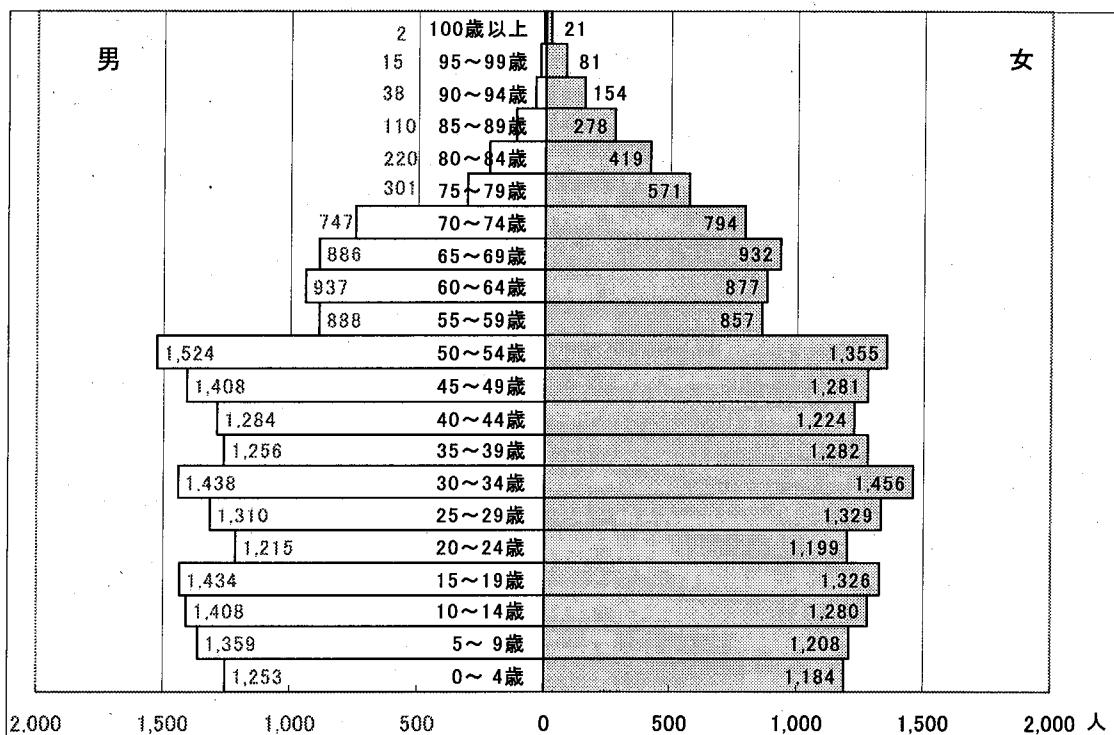
資料：住民基本台帳人口

人口ピラミッドで5歳階級別人口をみると、男性では50～54歳人口、女性では30～34歳人口が最も多くなっています。また、25歳以下では女性人口が6,197人、男性人口が6,669人となっており、男性が472人(7.6%)も多くなっています。

本村の人口構成をみると、75歳以上の男性の人口が極端に少なく、戦争による影響が考えられます。今後、団塊の世代の加齢に伴い、急激な高齢化が起こるものと予想されます。

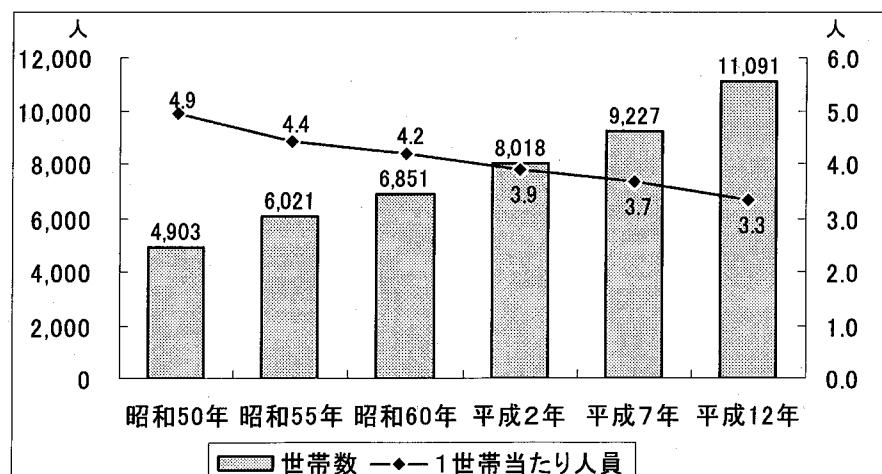
### ●人口ピラミッド

平成16年10月1日現在



資料：国勢調査報告

### ●世帯数及び平均世帯人員の推移



資料：住民基本台帳人口の概況（沖縄県）

世帯数と世帯人員についてみると、世帯数は昭和50年には4,903世帯であったものが、平成12年には11,091世帯にまで増加し、2倍以上の伸びとなっています。

その一方で一世帯あたりの平均世帯人員は4.9人から3.3人にまで減少し、核家族化が進行していると考えられます。

住所別の人団推移をみた場合、全体的に人口は増加傾向にあります。とりわけ古堅、渡具地、大湾、楚辺などの村南部や座喜味、伊良皆、喜名、波平などでの人口の伸びが大きくなっている一方で、長浜、渡慶次、高志保などでは伸びが小さいなど、地域間での偏りがみられます。

### ●住所別人口の推移

(単位：人、%)

住所名	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成16年	
	人口	構成比												
楚辺	2,737	11.3	3,244	12.2	3,797	13.3	4,283	13.7	4,503	13.3	4,704	12.8	4,671	12.3
波平	2,196	9.1	2,351	8.8	2,642	9.2	2,755	8.8	3,206	9.5	3,293	9.0	3,324	8.8
喜名	2,062	8.5	2,290	8.6	2,435	8.5	2,497	8.0	2,649	7.8	2,912	7.9	3,187	8.4
座喜味	1,586	6.6	1,915	7.2	1,990	7.0	2,272	7.3	2,376	7.0	3,071	8.4	3,092	8.2
高志保	2,590	10.7	2,537	9.5	2,561	9.0	2,601	8.3	2,727	8.1	2,763	7.5	2,807	7.4
伊良皆	1,616	6.7	1,953	7.3	2,129	7.4	2,251	7.2	2,502	7.4	2,647	7.2	2,735	7.2
古堅	395	1.6	495	1.9	710	2.5	1,350	4.3	1,805	5.3	2,334	6.4	2,610	6.9
長浜	2,301	9.5	2,283	8.6	2,295	8.0	2,286	7.3	2,225	6.6	2,412	6.6	2,566	6.8
大木	1,314	5.4	1,766	6.6	1,863	6.5	1,882	6.0	1,956	5.8	1,949	5.3	2,103	5.6
比謝	1,699	7.0	1,651	6.2	1,625	5.7	1,838	5.9	1,889	5.6	1,912	5.2	1,982	5.2
大湾	1,345	5.6	1,573	5.9	1,698	5.9	1,805	5.8	1,925	5.7	1,981	5.4	1,978	5.2
渡慶次	1,254	5.2	1,261	4.7	1,359	4.8	1,413	4.5	1,432	4.2	1,511	4.1	1,476	3.9
瀬名波	1,280	5.3	1,207	4.5	1,206	4.2	1,300	4.2	1,347	4.0	1,372	3.7	1,427	3.8
都屋	703	2.9	882	3.3	979	3.4	1,105	3.5	1,220	3.6	1,353	3.7	1,323	3.5
渡具知	0	0.0	114	0.4	250	0.9	376	1.2	604	1.8	852	2.3	900	2.4
上地	763	3.2	725	2.7	727	2.5	804	2.6	843	2.5	815	2.2	771	2.0
儀間	193	0.8	241	0.9	243	0.8	252	0.8	276	0.8	376	1.0	417	1.1
宇座	0	0.0	0	0.0	0	0.0	101	0.3	206	0.6	341	0.9	392	1.0
比謝矼	114	0.5	113	0.4	96	0.3	101	0.3	100	0.3	105	0.3	108	0.3
親志	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
牧原	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
長田	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	24,148	100.0	26,601	100.0	28,605	100.0	31,272	100.0	33,791	100.0	36,703	100.0	37,869	100.0

資料：住民基本台帳人口の概況（沖縄県）

住民基本台帳人口の動向から読谷村における今後の人口推移を予測すると、平成21年には総人口が40,124人となり、平成16年と比較して5.2%、1,983人の増加が見込まれます。

しかし、総人口に占める0～17歳人口は減少傾向にあり、平成16年と平成21年を比較すると、0～5歳では0.4ポイント、6～11歳では0.4ポイント、12～17歳では0.6ポイント下がると予想されます。

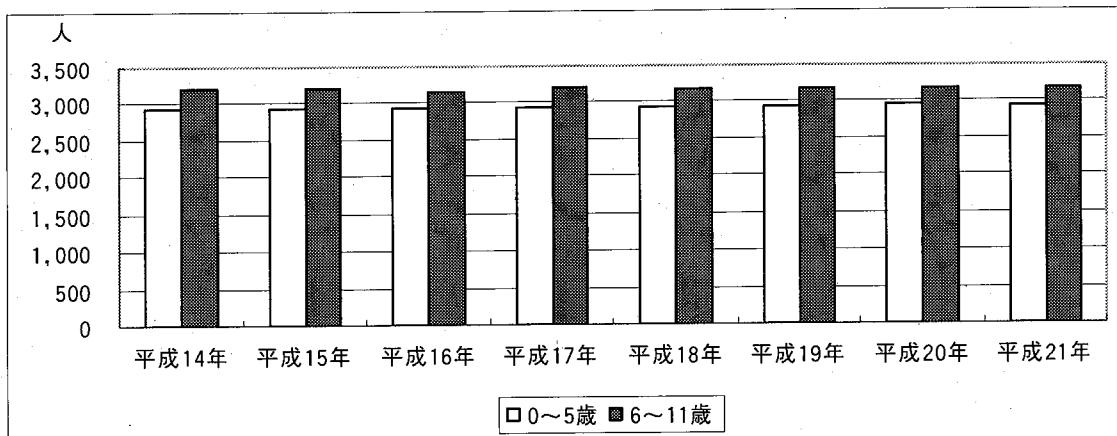
### ●人口推計値

(各年10月現在)

読谷村	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	37,481	37,850	38,141	38,560	38,930	39,321	39,728	40,124
増減数	343	369	291	419	369	391	408	396
0～5歳	2,941	2,937	2,918	2,942	2,939	2,940	2,944	2,937
対人口比	7.8%	7.8%	7.7%	7.6%	7.5%	7.5%	7.4%	7.3%
6～11歳	3,190	3,211	3,158	3,188	3,182	3,181	3,184	3,175
対人口比	8.5%	8.5%	8.3%	8.3%	8.2%	8.1%	8.0%	7.9%
12～17歳	3,365	3,306	3,268	3,245	3,221	3,216	3,203	3,211
対人口比	9.0%	8.7%	8.6%	8.4%	8.3%	8.2%	8.1%	8.0%

資料：住民基本台帳人口

### ●児童の人口推計



資料：住民基本台帳人口

### ◆ポイント

- 総人口・世帯数は増加しているが、年少人口は減少している。
- 少子高齢化・核家族化が進行している。
- 地域により、人口の伸び率に偏りがある。
- 現在の状況で推移すると、総人口は増加するが、年少人口は減少すると予測される。

## (2) 出生

読谷村の年間出生数をみると、近年では500人弱となっており、沖縄県内では10位（平成14年）に位置し、中頭郡では最も多くなっています。また、男児・女児の比率をみると、総じて男児の方が多い傾向にあります。

平成14年の出生率をみると、全国平均が9.2%であるのに対し、沖縄県平均は12.4%となっており、全国1位となっています。その中でも読谷村は13.3%と高く、県内の市町村で9位に位置しています。

合計特殊出生率は女性が生涯に子供を産む数を示していますが、全国的に減少傾向にあり、昭和62年には1.69だったものが、平成14年には1.32まで減少しています。一方、沖縄県や本村においても少子化の傾向は見られますが、本村の場合、全県や本島内の他の地域に比べ、そのペースはややゆるやかとなっています。今後ともこうした傾向を維持しつつ、少子化に歯止めをかけることが望ましいといえます。

### ● 出生数

読谷村		平成2年	平成7年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
年間出生数	男児	224	225	269	242	278	250	224
	女児	205	228	225	199	242	231	260
	合計	429	453	494	441	520	481	484
出生率	読谷村	14.0	13.8	14.2	12.5	14.6	13.3	13.3
	沖縄県	14.0	13.2	13.1	12.8	12.8	13.0	12.4
	全国	10.0	9.6	9.6	9.4	9.5	9.3	9.2

出生率=年間出生数／全体人口×1000

資料：衛生統計（人口動態編）

### ● 合計特殊出生率

	昭和58～62年	昭和63～平成4年	平成5～9年	平成10～14年
読谷村	2.25	2.08	2.00	1.91
沖縄県	2.25	2.03	1.90	1.83
北部	2.57	2.36	2.00	1.96
中部	2.21	2.01	1.93	1.87
南部	2.20	1.98	1.83	1.75
宮古	2.52	2.29	2.26	2.22
八重山	2.69	2.46	2.28	2.10
	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年
全国	1.69	1.50	1.39	1.32

注：全国は1歳階級別に計算した数値 資料：厚生労働省ホームページ

合計特殊出生率=（母の年齢別出生数／年齢別女性人口）の15歳～49歳までの合計

### ◆ ポイント

- 他市町村と比較して、本村の少子化は緩やかに進行している。
- こうした傾向を維持しつつ、少子化に歯止めをかけることが重要。

### (3) 婚姻・離婚

本村における婚姻率は、年により変動はあるものの、ここ数年は6‰代で推移しています。離婚率に関しては、年によるばらつきはありますが、弱冠、増加傾向にあります。こうした傾向が続ければ、ひとり親世帯の増加も見込まれます。

#### ●婚姻及び離婚の状況

読谷村	平成2年	平成7年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
婚姻届出件数	192	204	260	240	224	221	229
婚姻率	読谷村	6.3	6.2	7.5	6.8	6.3	6.1
	沖縄県	6.3	6.6	6.4	6.5	6.9	6.5
離婚届出件数	51	72	116	87	103	75	104
離婚率	読谷村	1.7	2.2	3.3	2.5	2.9	2.1
	沖縄県	1.9	2.2	2.7	2.6	2.7	3.0

資料：衛生統計（人口動態編）

婚姻率＝年間婚姻届出件数／全体人口×1000

離婚率＝年間離婚届出件数／全体人口×1000

#### ◆ポイント

- 婚姻率は横ばい、離婚数は、弱冠、増加傾向にあります。
- 離婚率の増加は、ひとり親世帯の増加につながります。

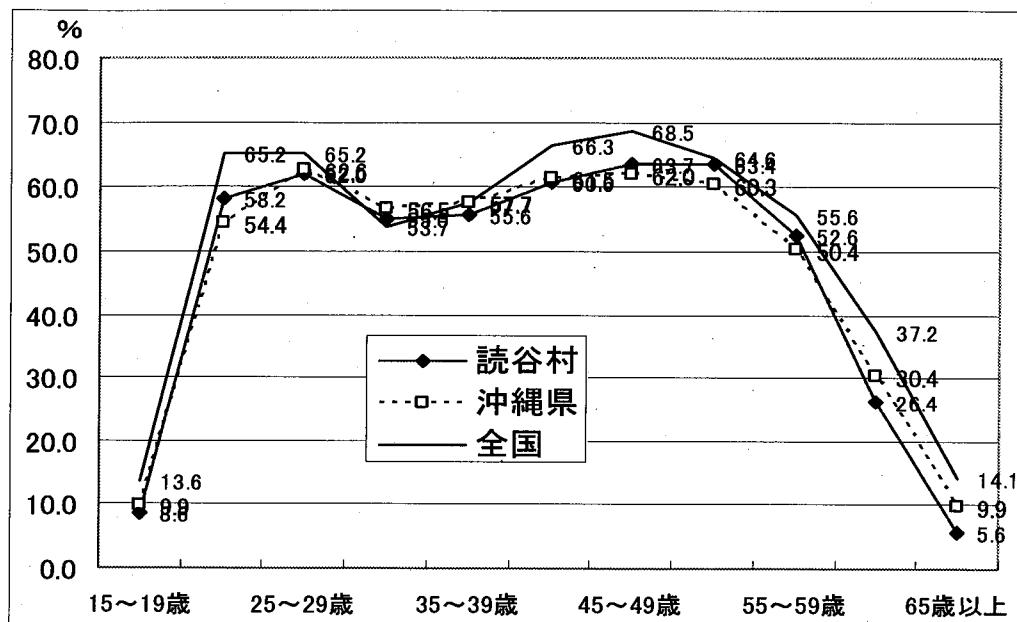
### (4) 女性の就労

これまで子育てについて中心的な役割を担うことの多かった女性の就労状況についてみると、昭和60年には、15歳以上の女性人口10,431人のうち、労働力人口は4,145人であり、就労率は39.7%でした。県と比較すると、この時点では、県全体の就労率よりも低い水準でした。

しかし、その後、徐々に女性の就労率は上昇し、平成12年には、県全体とほぼ同じ水準にまでなっています。

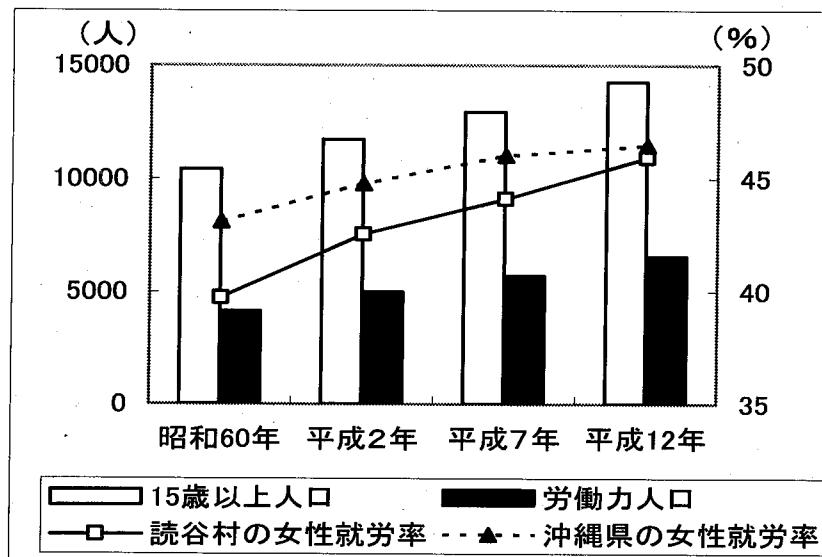
この女性の労働率を年齢別にみると、25歳～29歳にかけて一つの山を迎える、30代でやや低くなった後、40代に入って再び上昇するいわゆるM字カーブを描く形となっています。これは出産や育児により仕事を離れる女性が多いためと考えられます。

## ●女性の年齢別就業率（平成12年）



資料：国勢調査報告

## ●労働力と女性就業率の推移



資料：国勢調査報告

## ◆ポイント

- 女性の就労率は上昇、県平均並みになってきている。
- 子育てのために仕事を離れる女性が多いと考えられる。

## (5) 通勤先の市町村

就業者の就業先をみると、村内と村外はほぼ同じ割合で推移していますが、村外での就業先については変化がみられます。那覇市や嘉手納町などの占める割合が低下し、恩納村や北谷町、またその他の市町村で働く人の割合が増えています。

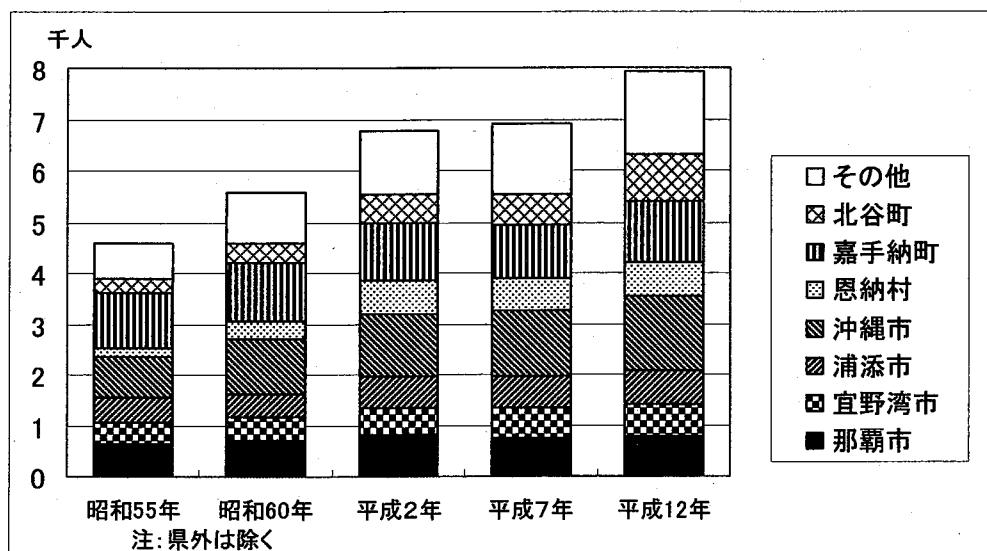
したがって、住民の就業先は多様化しており、仕事をもつ保護者の保育や子育て支援は広域的な連携が必要です。

### ●就業先別の就業者数推移

	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
村内従業	4,754	50.8	5,593	50.0	5,929	46.6	6,731	49.4	6,917	46.5
村外従業	4,596	49.2	5,595	50.0	6,782	53.4	6,907	50.6	7,946	53.5
那覇市	643	6.9	701	6.3	798	6.3	754	5.5	783	5.3
宜野湾市	425	4.5	463	4.1	549	4.3	588	4.3	638	4.3
浦添市	464	5.0	442	4.0	623	4.9	635	4.7	666	4.5
沖縄市	833	8.9	1,084	9.7	1,222	9.6	1,277	9.4	1,471	9.9
恩納村	173	1.9	368	3.3	660	5.2	639	4.7	656	4.4
嘉手納町	1,071	11.5	1,154	10.3	1,123	8.8	1,068	7.8	1,189	8.0
北谷町	290	3.1	381	3.4	580	4.6	589	4.3	899	6.0
その他	697	7.5	1,002	9.0	1,227	9.7	1,357	10.0	1,644	11.1
合計	9,350	100.0	11,188	100.0	12,711	100.0	13,638	100.0	14,863	100.0

資料：国勢調査報告

### ●村外への就業者数の推移



資料：国勢調査報告

### ◆ポイント

- 住民の就業先は村内と村外が半分ずつである。
- 村外の就業先は多様化している。
- したがって、次世代育成支援では、広域連携も重要である。

## (6) 保育所の状況

本村には、公立保育所が3カ所、私立の認可保育所が3カ所、計6カ所の認可保育所があり、532人が入所しています。

また、認可外保育施設については、15カ所に796人が入所しており、多くの乳幼児が認可外保育施設に入所しています。このことから、読谷村の次世代育成支援においては、認可外保育施設が重要な役割を果たしています。

### ●保育所の入所状況

平成17年3月1日現在

保育所	入所状況						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
公立	8	37	52	53	49	20	219
読谷村保育所	2	10	21	19	16	7	75
読谷村南保育所	3	15	14	18	17	7	74
読谷村北保育所	3	12	17	16	16	6	70
私立(認可保育所)	28	64	73	80	68	0	313
わかたけ保育園	9	23	26	23	23	0	104
喜名保育園	10	19	25	30	20	0	104
のぐさ保育園	9	22	22	27	25	0	105
合計	36	101	125	133	117	20	532

資料：読谷村福祉課

### ●認可外保育施設の現況

平成16年4月1日現在

施設名	施設所在地 (字名)	入所状況								
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	不明	合計
あかちゃんの家乳児園	大木	2	5	6	8	11	7	2	0	41
いづみ保育園	古堅	4	13	17	23	27	0	0	0	84
学童保育園ピーターパン	喜名	1	8	8	8	7	0	0	0	32
亀の子育児園	波平	1	10	11	18	19	0	22	0	81
キッズランド保育園	波平	0	4	8	5	4	0	0	0	21
きりん保育園	都屋	5	21	19	29	28	22	0	0	124
こひつじ保育園	古堅	0	3	5	13	7	0	0	0	28
すこやか保育園	波平	1	9	12	16	17	0	0	0	55
どんぐりハウス	都屋	3	0	0	0	0	0	0	0	3
にこにこ乳児園	比謝	6	3	2	0	0	0	0	0	11
ティミニヨン乳児ハウス	喜名	2	7	4	1	0	0	0	0	14
ふれ愛保育園	比謝	0	16	11	21	20	0	54	0	122
みどりが丘保育園	楚辺	0	5	19	17	19	0	10	0	70
読谷こばと学園	古堅	0	6	16	14	20	20	0	0	76
わんぱく学園	波平	2	5	10	8	9	0	0	0	34
合計		27	115	148	181	188	49	88	0	796

資料：読谷村福祉課

### ◆ポイント

- 本村の次世代育成支援においては、認可外保育施設が重要な役割を果たしている。

## (7) 小中学校の状況

本村には渡慶次、読谷、喜名、古堅、古堅南の5つの小学校と読谷、古堅の2つの中学校があります。小学校ではほぼ30人前後のクラス編成となり、比較的少ない人数でのクラス編成となっています。中学校では約40人前後となっています。

### ●児童数・生徒数・学級数の状況

平成16年5月1日現在

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計		幼稚園	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数										
渡慶次小学校	69	2	85	3	94	3	87	3	89	3	87	3	511	18	68	2
読谷小学校	92	3	110	4	117	3	111	3	112	3	114	3	656	20	72	3
喜名小学校	61	2	81	3	93	3	88	3	101	3	80	2	504	17	68	2
古堅小学校	113	4	123	4	116	3	130	4	115	3	127	4	724	24	88	3
古堅南小学校	123	4	117	4	111	3	128	4	104	3	115	3	698	22	78	3
小計	458	15	516	18	531	15	544	17	521	15	523	15	3,093	101	374	13
読谷中学校	281	7	285	8	289	8	-	-	-	-	-	-	855	24	-	-
古堅中学校	236	6	231	6	270	7	-	-	-	-	-	-	737	20	-	-
小計	517	13	516	14	559	15	-	-	-	-	-	-	1,592	44	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,685	145	-	-

資料：読谷村福祉課

### ◆ポイント

- 小学校では比較的少ない人数のクラス編成となっている。

### 3. ニーズ調査結果からみた読谷村の課題

#### (1) 調査概況

##### 1) 調査の目的

平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定に資するため、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握すること、並びに母子保健計画の見直しの基礎資料に資することを目的とします。

##### 2) 調査の種類および調査対象者

###### (ア) 小学校以下の子供のいる保護者全員（世帯調査）

- ①就学前児童（0歳～小学校入学前）の保護者
- ②小学校児童（1～6年生）の保護者

###### (イ) 児童・生徒・青年世代（個人調査）

- ①村内小学校の4～6年生全員
- ②村内中学校の2年生全員
- ③読谷高校の2年生
- ④未婚の青年（20歳～40歳未満）及び子供のいない夫婦

### 3) 調査方法

###### (ア) 保護者への世帯調査

留め置き方式個別訪問調査

###### (イ) 小学4～6年生、中学2年生、高校2年生

学校での休憩時間等を利用した本人記載の調査

###### (ウ) 青年の個人調査

留め置き方式個別訪問調査

### 4) 調査実施状況

#### ◆調査の実施状況

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回答率
1. 子供のいる世帯保護者	1,660	1,340	80.7%
2. 小学校4～6年生	1,584	1,523	96.1%
3. 中学2年生	515	514	99.8%
4. 高校2年生	320	310	96.8%
4. 青年世代	419	330	78.8%

## (2) 結果概要と課題

### ◆保護者共通調査

#### <主な課題>

- 経済的負担感の軽減
- 子どもの健康維持に関する知識・情報の提供
- 緊急時の保育サービスの充実
- 安全な遊び場の確保
- 子育てに必要な時間を確保できる環境づくり

#### <結果概要等>

- ・経済的にゆとりがないとの回答が6割となっています。
- ・子どもの急病時に利用できる医療機関の情報や心肺蘇生法の普及など、子どもの急病・事故があった際の対応に関する情報の周知が必要です。
- ・子育ての悩みについて、子どもの発達や栄養などの回答が多いのに対し、子育てに関する相談について、公的機関の活用が進んでいません。
- ・今後、子どもを欲しくないと回答が6割を超え、そのうち3割は経済的理由をあげています。
- ・保育所、幼稚園、学童保育の充実（時間延長等）を求める回答が多くなっています。
- ・児童館など、安全な遊び場の確保を望む声が多くなっています。
- ・ゆとりをもって子どもに接する時間があると回答した人が、母親に比べ父親では少なく、父親と子どものふれあいが少ないことが考えられます。また、父親は結婚前に子どもをあやした経験のない人が3割となっており、育児に関する経験がない人が一定数みられます。父親の子育て時間の確保が必要です。
- ・職業では、父親は正職員が多いのに対し、母親はパート・アルバイトなどの不安定な就労形態が多くなっています。また、勤務形態も夜勤・交代制・不定期などは父親に比べ母親がやや多くなっています。
- ・子育てに必要な時間を確保するための職場の環境作りが遅れています。  
(子どもの看護休暇、学校行事・予防接種等のための休暇、年休の取得、時間外労働の削減等)

### ◆就学前児童保護者調査

#### <主な課題>

- 既存の保育サービスの拡充

#### <結果概要等>

- ・公立・認可保育所、幼稚園の開所時間と保護者の勤務時間がマッチしていない。また、保育料を高いと感じる保護者も2割以上みられるなど、公立・認可保育所の保育サービスを利用しづらく感じる保護者が一定数みられます。
- ・子どもの急病や保護者の急用(冠婚葬祭・急病など)で、子どもの面倒をみられなくなる状況が一定数みられます。

## ◆小学生児童保護者調査

### ＜主な課題＞

- 放課後、休日等の過ごし方を検討

### ＜結果概要等＞

- ・土曜・日曜・休日は、家で家族と過ごすという回答が多い。
- ・親子のふれあいを深めるイベントや体験学習等の充実が必要です。
- ・幼稚園児も含めて、低学年の学童保育サービスの充実が必要です。

## ◆小学生本人調査

### ＜主な課題＞

- 健康な生活習慣づくり
- 食育の推進
- 児童虐待防止に向けた意識啓発

### ＜結果概要等＞

- ・野菜を時々食べない子どもが4割、ほとんど食べない子どもを合わせると半数近くが野菜を食べないことがあり、子どもや保護者に対する食育を充実させすることが必要です。
- ・帰宅後の時間の過ごし方として、テレビ・ゲームをなどの回答が高くなっています。
- ・就寝時間が11時以降という子が25%おり、子どもの生活習慣について保護者への意識啓発が必要です。
- ・割合は少ないものの、保護者から何度もたたかれる、食事を抜かれるなどの扱いを受けた子どもがおり、児童虐待防止に対する意識啓発や被害の早期発見を図る必要があります。
- ・飲酒・喫煙について、経験したことのある子どもの多くは家庭内で入手しており、酒・たばこの管理など保護者の意識啓発が必要です。

## ◆中学生・高校生調査

### ＜主な課題＞

- 健康な生活習慣づくり
- 家族や地域の人とのコミュニケーションづくり
- 人権尊重の視点に根ざした親子、子ども同士の関係づくり

### ＜結果概要等＞

- ・中学、高校と進むにつれ、起床・就寝時間が遅れるようになっており、生活習慣に関する子ども・保護者への意識啓発が必要です。
- ・中学生ではダイエット経験者が約8割となっているなど、食事のバランスなどに关心が低いことが考えられます。また、中学生に比べ、高校生ではほとんど運動しないという回答の割合が高くなります。食事や運動に関する意識啓発や正しい知識の普及が必要です。

次ページへ続く

## 前ページからの続き

- ・中学、高校と進むにつれ、地域活動への参加が少なくなり、ボランティア活動も含め、地域社会との関わりを深めることが重要です。
- ・保護者とのコミュニケーションが形式的になりがち。とりわけ中学生アンケートでは、親が自分を理解しているとの回答が高校生に比べ低くなっています。この時期の親子のコミュニケーションを深める対策が必要です。
- ・中学、高校共に進路に関する悩みを感じる子どもが多い。相談相手は友人・母親にほぼ限られており、公的な相談機関などの周知度は低い。
- ・いじめについては、高校より中学で「いじめた」「いじめられた」経験がそれぞれ高く、人権尊重の視点から、いじめについての意識啓発を図ることが重要です。
- ・飲酒・喫煙について、中学生で約1割、高校生で約2割が調査時点から1ヶ月以内に飲酒した経験があります。飲酒や喫煙などの害について、子どもへの意識啓発や正しい知識の普及が必要です。
- ・性感染症についての学習をはじめ、性に関する正しい知識の普及を学校や家庭で進める必要があります。
- ・大人に望むこととして、「暖かく見守ってほしい」との回答が中学・高校ともに多く、子どもの人権の視点から保護者への意識啓発などを図る必要があります。

## ◆青年調査

### ＜主な課題＞

- 具体的な将来設計に関する意識啓発（経済的自立等）
- 食生活をはじめ、健康づくりの推進
- 地域社会への参画促進

### ＜結果概要等＞

- ・パート・アルバイトの割合が多く、経済的にゆとりがないとの回答が半数を占めています。若年者の経済的自立を促進する施策が必要です。
- ・野菜、弁当、インスタント食品の摂取が中学生・高校生よりも大幅に増加し、栄養バランスの偏り等が懸念されます。若年者の健康維持・増進についての意識啓発・正しい知識の普及が必要です。
- ・地域活動、ボランティア活動への参加が少なくなっています。若年者も参加しやすい地域活動のあり方を検討することが重要です。
- ・子どもを持つことに対する漠然とした意向はあるものの、具体的なプランを持っている人は少数です。中長期的な進路選択や人生設計など、若年者の生活設計に関する意識啓発・知識の普及を図ることが重要です。
- ・結婚・子育てには肯定的なイメージを持つ人が多数を占めますが、仕事と家庭の両立への不安や経済的負担に対する心配、子育てそのものを難しいと考える人も少なくありません。

## II 計画の策定に向けて

### 1. 計画策定の目的と背景

本計画の目的は、①「読谷村における少子化傾向に歯止めをかけること」、②「読谷村の子ども達の健全育成を図ること」の2つに集約されます。

読谷村における合計特殊出生率は、沖縄県平均よりも高く、全国でも高水準にありますが、経年的な変化をみると、数値が年々減少し、少子化が着実に進行しています。したがって、できる限り早い段階で、効果的な少子化対策を実行し、少子化に歯止めをかけることが読谷村の未来にとって重要な課題です。

一般に、少子化対策として挙げられる内容として、「安心して子育てができる環境づくり」や「仕事と子育てを両立できる環境づくり」がありますが、そのためには、「家庭と地域の子育て力の向上」が必要です。

ここで、最近の読谷村の地域状況に目を転じますと、“転入人口増に伴う地域コミュニティの希薄化と都市化の進行”や“テレビやゲームインターネット等による有害情報の氾濫”など、子ども達を取り巻く環境が悪化してきています。したがって、子ども達の健全育成を図るためには、地域が一丸となって、子ども達を取り巻く環境を整える必要があります。

以上のことから、“読谷村における少子化傾向に歯止めをかけ”、“読谷村の子ども達の健全育成を図る”ためには、地域ぐるみで次世代育成支援に取り組み、地域の子育て力の向上を図ることが重要です。

### 2. 計画の対象

本計画の対象は、狭義には、概ね18歳未満の子どもとその家族ですが、地域全体の次世代育成支援に関する行動計画という性格上、全ての読谷村住民と村内に存在するあらゆる団体・組織・企業の次世代育成に関する行動を対象とします。

### 3. 本計画の位置づけと関連計画との整合性

本行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく地域行動計画です。次世代育成支援対策推進法においては、地域の実情に即するとともに地域ぐるみの取り組みが重要視されおり、各市町村は住民に最も身近な行政体として、次世代支援行政の中心的役割を担うことが期待されます。したがって、本計画は読谷村における次世代育成支援の中核に位置すると言えます。

また、本計画における子育て支援は、地域での子育て支援、母子保健、教育環境整備、居住環境整備なども含まれており、市町村のまちづくり全体と密接な関わりがあります。

そこで、本計画では、行政の全体ビジョンを示した「読谷村第3次総合計画」

や男女共同参画社会づくりの基本的な方向性を示した「あやとりプラン21」等の関連計画との整合性を重視します。

さらに、国・県の次世代育成支援に関する計画や周辺市町村の計画・施策との連携を図り、効果的な次世代育成支援施策に結びつくよう配慮します。

なお、本計画は、母親と子どもの健康を守り、子どもの健やかな成長を支えるための「母子保健計画」を兼ねるものとします。

#### **4. 計画の期間**

本計画の期間は、平成17年度～26年度の10カ年とします。ただし、平成17年度～平成21年度を前期、平成22年度～平成26年度を後期とし、平成21年度に見直しを行います。

#### **5. 計画の名称**

この計画の名称は、「いきいき親子“夢”プラン—読谷村次世代育成支援対策推進行動計画」とします。

### III 施策の体系

#### 1. 地域の子育て理念と基本指針

読谷村の村づくりの基本計画である「読谷村第3次総合計画基本構想」では、読谷村のあるべき姿として、

#### 『ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化や 村の指針』

(ユタサアル フンシ マサル チムグクル サチフクル ハナヤ ムラヌ ミアティ)

を掲げています。この“村のあるべき姿”は、「読谷村の宝（地域資源）は、豊かな自然と長い歴史の末に花開いた文化、そして何にもまして素晴らしい村民の真心であり、これを村づくりの基本精神とせよ」ということを示しています。

この“村づくりの基本精神”は、読谷村における子育ての理念と基本指針に重要な示唆を与えています。そこで本計画では、地域の子育ての理念と基本指針を以下の通りとします。

##### <地域の子育て理念>

『豊かな自然と地域の文化と“ゆいまーるの心”ではぐくむ読谷っ子』

##### <基本指針>

- ・豊かな自然が健全な子ども達をはぐくむ
- ・地域の文化が感受性豊かな子ども達をはぐくむ
- ・“ゆいまーるの心”がやさしく明るい子ども達をはぐくむ

『豊かな自然が健全な子ども達をはぐくむ』：読谷村は、鮮やかな青い海とみどりに彩られた地域です。この読谷の豊かな自然は、子ども達がのびのびと健やかに育つ土壤となっています。

『地域の文化が感受性豊かな子ども達をはぐくむ』：琉球・沖縄の歌と踊りや空手、エイサー、「読谷山花織」、「ヤチムン」といった地域に息づく文化が感受性豊かな読谷の子どもをはぐくみます。

『“ゆいまーるの心”がやさしく明るい子ども達をはぐくむ』：地域の人と人がお互いに助け合う相互扶助の精神（ゆいまーるの心）がやさしく明るい読谷の子ども達をはぐくみます。

## 2. 施策の方向

### (1) 地域における子育て支援

少子化に歯止めをかけるためには、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりが必要です。そのためには、行政と地域が連携しながら地域における子育て支援体制を構築することが重要です。

その中で行政に対しては、働きながら子育てできる環境づくりに向けて、保育事業を中心とした子育て支援サービスの充実を図ることが求められます。

また、地域に対しては、子育て世帯が楽しく子育てできるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりが求められます。

### (2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

本計画では、少子化対策とともに、子ども達の健全育成が大きな柱の1つです。したがって、お母さんと子ども達の健康を守ることは重要な課題といえます。

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進における第一のポイントは、病気にならないための健康づくりであり、予防接種や食育の充実等が重要となります。また、次に重要なことは病気の早期発見であり、健康診断等の事業が重要となります。最後に、病気になった場合に備えて医療環境の整備が必要となります。

この他、最近では育児不安等の悩みを抱える保護者も多く、心理相談機能の充実など、心の健康を守ることも重要です。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実

次世代の健全育成においては、子ども達が心身ともに健やかな成長を遂げるよう、環境を整えることが重要です。そのためには、教育環境とその内容の充実だけでなく、人と自然との触れ合いや地域における様々な活動・体験の充実が重要です。

読谷村は、『ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化や 村の指針』という言葉からもわかるように、自然と文化と人の温かさに恵まれた地域であり、この地域の宝（地域資源）を子ども達の健全育成に生かすことは、読谷村の次世代育成施策における重要なポイントであり特色でもあります。

この他、長期的視点から次代の親の育成や不登校など心の問題への対策も重要な課題です。

### (4) 安心・安全で豊かな生活環境の整備

子ども達を事件や事故から守り、安心・安全な環境を確保することは、子育てにおける最も基礎的な条件といえます。読谷村は比較的良好な状況にあるといえますが、事件や事故は起こってからでは遅いものであり、万全を期して、交通安全や防犯対策を中心に安全で安心できる環境づくりに努める必要があります。

また、豊かな生活環境は、子ども達がのびのびと育つために必要な条件です。

読谷村の特色である豊かな自然環境は、有形・無形の様々な恩恵を子ども達に与えており、村の自然環境を保全することは、良好な子育て環境づくりの基本といえます。ただし、一方では交通事故や水難事故、落下事故などの危険もあることから、気軽に利用できる公園や緑地、オープンスペースを整備することも重要です。

この他、子ども達がのびのびと育つ豊かな生活環境づくりにおいては、静穏でゆとりのある住居の確保といった住宅施策の充実も必要です。

#### (5) 職業生活と家庭生活との両立

少子化の主な原因の一つとして、共働き世帯の増加に伴う家庭の子育て機能の低下がしばしば指摘され、仕事と家庭の両立が次世代育成支援対策の重要なポイントと考えられています。

妊娠・出産から育児期にかけては、時間的な制約等も多く、子どもの病気など突発的な状況への対応もしなければなりません。したがって、職業生活と家庭生活との両立においては、職場の理解と協力が必要不可欠であり、子育てを支援する職場づくりが重要となります。

また、これまでのようにお母さん一人に子育てや家事を任せるのではなく、お父さんをはじめとして、家族みんなで子育てをすることが必要です。

#### (6) 要保護児童を持つ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

障害をもつ子どもがいる世帯では、一人一人の子どもの状況に合わせた多様な子育て支援と周囲の支えを必要としています。また、ひとり親世帯は、子育てを担う保護者が一人であり、家庭内での助け合いや役割分担がしにくいにもかかわらず、就労し家計を支える必要もあるため、保護者に多大な負担がかかっています。こうした世帯に対しては、1つ1つの世帯にあわせたきめ細かい対応が必要です。

この他、児童虐待や家庭内暴力（DV）への対応も必要です。読谷村は、都市部の自治体ほど深刻な状況にはないと考えられますが、一人の犠牲者も出さないという高い意識を持って対策に努める必要があります。

こうした課題は、地域コミュニティがしっかりとしている読谷村の特性が有利に働く分野といえます。地域の持つ力を有効に活用するために、地域ネットワークを構築し、行政と地域が一体となったきめ細かな体制づくりをめざします。

## IV 計画の推進

### 1. 連携体制の構築

本計画は、読谷村の次世代育成に向けた総合的な計画であり、その内容は、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっています。

したがって、計画の推進にあたっては、府内関連部署の有機的な連携による全般的な体制づくりが必要です。また、施策によっては、村内に収まらないものもあり、国や県、関係機関、周辺市町村との連携をこれまで以上に強化する必要があります。

さらに、行政と地域が一体となった地域ぐるみの次世代育成支援体制を構築するために、地域の住民や関係団体との連携・協力を密にします。

### 2. 住民参加と情報発信

本計画の推進にあたっては、地域住民の参加を促進し、村民全体で次世代育成支援に関わることが重要です。そのためには、広報やホームページ等による情報発信の充実を図り、周知・啓発を行うことが必要です。

また、本計画に基づき推進される様々な取り組みや施策の成果をあげる意味でも、次世代育成関連の取り組みや施策に関する情報が村民に行き渡るよう、情報提供に努める必要があります。

### 3. 計画の進捗状況の点検と見直し

本計画の推進にあたっては、隨時、計画の進捗状況を点検するとともに、常に住民意見や住民ニーズの動向に注視しながら、計画の見直し及び修正を実施します。

ただし、計画の見直しと修正に際しては、行政と地域が協働で行う体制が重要であり、このための組織として、「読谷村次世代育成支援ネットワーク（仮称）」の設置を検討します。

#### **4. 行政、地域、住民、家庭、企業・事業所等の役割**

本計画の推進にあたっては、子どもを地域の宝としてみんなで助け合いながら、明るく楽しい子育て環境の実現に向けて村全体が協力することが重要です。

具体的には、行政だけでなく、家庭や地域、住民、企業など村内のあらゆる組織や個人が、次世代育成支援に関する理解を深め、それぞれの置かれた状況に応じた役割を果たすことが求められます。

##### **(1) 行政**

次世代育成支援に関する施策や事業、基盤整備を推進するとともに、情報発信や個人・企業に対する意識啓発、様々な組織への支援を通して、読谷村の次世代育成支援におけるリード役・コーディネート役を担います。

##### **(2) 地域**

自治会や子ども会などの地域組織の活動、スポーツや文化などのサークル活動、子どもに関わるボランティア組織・NPO組織の活動などを通して、子どもだけでなく、その保護者もいきいきと成長できる環境づくりに協力することが求められます。

また、近所の子育て世帯が困っているときには、できる範囲で手を差しのべたり、話し相手になったり、地域の子ども達に気軽に声をかけたり、時にはしかしり、時にはほめるなど、地域ぐるみで子育てを支援する地域風土の形成・維持が重要です。さらに、子どもを産み育てることに誇りが持てる社会づくりに向け、子どもは地域社会の宝であるとの意識を地域レベルで醸成し、子どもを中心とした様々なまつりやイベントを開催することも地域の重要な役割です。

##### **(3) 住民**

読谷村には、様々な特技や技能、知恵を持った住民がたくさんいます。また、やさしく美しい村民の真心は、豊かな自然や伝統文化にも優る村の誇りです。

村民の心で、読谷の子ども達を包み込み、それぞれのできる範囲で各々の特技、才能をいかした子育て支援を実行することが住民に求められる役割です。

具体的な行動としては、子ども会やPTA、自治会などの地域の活動、子どもに関する地域のまつりやイベント、スポーツ・文化等のサークル活動に参加・協力したり、児童の福祉に関連するボランティア活動やNPO活動を支援することなどがあげられます。

また、本計画を中心とする読谷村の次世代育成支援施策に、意見や知恵を出すなどして参加することも重要です。

#### (4) 家庭

子どもを持つ各家庭には、子どもを明るく元気に育てる最も重要な役割があります。家庭は子どもを育てる最も基本的な単位であり、特殊な場合を除き、子どもにとって家族とともに成長することが何よりも幸せであるという事実を忘れてはなりません。

また、共働きが一般的になった現在の社会においては、お母さん一人に子育てを任せることではなく、お父さんをはじめとする家族全員で、子育てや家事を分担することが求められます。

#### (5) 企業・事業所

子育てと仕事の両立は、次世代育成支援において重要な課題ですが、行政の力だけでは限界のある分野もあります。

したがって、子育てと仕事の両立に向けて、子どもや家族に優しい職場づくりが企業や事業所には求められます。

具体的には、産休・育休制度の活用促進やフレックスタイム制の導入、多様な勤務形態の容認、出産を機に退職した人材の再雇用制度の充実など、様々な方策や制度を導入することが必要です。

また、業務と従業員の勤務実態に即して、事業所独自の次世代育成支援行動計画を策定することも求められます。

## ◆計画の体系図

### <地域の子育て理念>

『豊かな自然と地域の文化と“ゆいまーるの心”ではぐくむ読谷っ子』

### <基本指針>

- ・豊かな自然が健全な子ども達をはぐくむ
- ・地域の文化が感受性豊かな子ども達をはぐくむ
- ・“ゆいまーるの心”がやさしく明るい子ども達をはぐくむ

### <施策の方向>

(1) 地域における子育て支援



### <施策項目>

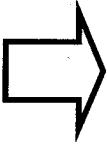
- ①子育て支援サービスの充実
- ②地域ネットワークによる子育て支援の充実

(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進



- ①健康の確保と増進
- ②食育の充実
- ③医療環境の整備

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実



- ①次代の親の育成
- ②人と自然と触れ合う地域活動の充実
- ③心の教育の充実
- ④教育環境及び内容の充実

(4) 安心・安全で豊かな生活環境の整備



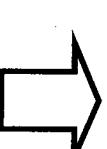
- ①豊かな生活環境の整備
- ②交通安全対策の充実
- ③防犯体制の充実

(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進



- ①家族による子育て支援の促進
- ②子育てを支援する職場づくりの促進
- ③男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

(6) 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進



- ①ひとり親世帯への支援の充実
- ②障害をもつ子供がいる世帯への支援の充実
- ③児童虐待及び家庭内暴力の防止

計画の推進：①連携体制の強化 ②住民参加による計画の推進 ③情報発信の充実  
④相談機能のネットワーク化

## 第2部 各 論

### I 地域における子育て支援

#### 1. 子育て支援サービスの充実

##### 【基本方針】

働きながら子育てできる環境づくりに向けて、保育事業を中心とした子育て支援サービスの充実を図ります。

##### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分 <sup>1</sup>
通常保育事業の充実	地域の保育ニーズに配慮しながら、通常保育事業の充実に努め、待機児童の解消を図る。	福祉課	継続
延長保育事業	現在、認可保育園（1 カ所）で実施している。今後は、地域ニーズに配慮しながら、事業を検討していく。	福祉課	継続
一時保育事業	保護者の就労形態等により保育が継続的に困難となる児童の保育、保護者の疾病・入院等により緊急一時的に保育を必要とする児童の保育、保護者のリフレッシュのための支援を村内 5 保育所にて実施しており、今後も事業を継続する。	福祉課	継続
認可外保育施設への補助	認可外保育施設も、読谷村の保育サービスにおいて重要な役割を果たしており、今後も補助を継続する。	福祉課 (社会福祉協議会)	継続
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により、昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童および幼稚園児を対象に、古堅南幼稚園の園舎を利用して実施している。今後は、地域ニーズ及び安全面に配慮しながら事業を継続充実する。	福祉課	継続充実
児童手当	子育て世帯の経済的負担軽減のため、小学校 3 年生以下の子どもがいる世帯への児童手当を今後も継続して支給する。	福祉課	継続

##### 1 実施区分について

継続：既に行っている事業を見直し・改善を図りながら継続する。

継続充実：既に行っている事業を大幅に充実させる。

新規：新規事業として新たに加える事業

新規検討：新規事業として新たに加えるか検討する事業

幼稚園における保育機能の強化	地域の保育ニーズに対応するため、一時預かり等、幼稚園における保育機能の強化や幼保一元化を検討する。	教育総務課	新規検討 H17年～
乳幼児健康一時支援事業（施設型）	病気の回復期にあって、保育に欠ける子どもを一時的に預かる「乳幼児健康一時支援事業（施設型）」の実施を検討する。	福祉課	新規検討
読谷村子育て情報誌（冊子・パンフレット）の作成	転入世帯をはじめとする住民への情報提供やワンストップサービス実現のためのハンドブックとして、「読谷村子育て情報誌（冊子・パンフレット）」の作成を検討する。	福祉課	新規検討 H18年～

## 2. 地域ネットワークによる子育て支援の充実

### 【基本方針】

子育て世帯が楽しく子育てできるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりをめざします。そのためには、地域ネットワークを強化することが重要です。

### ◆ 具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
地域子育て支援センター事業	読谷村子育て支援センターにて、現在乳幼児（0歳児から就学前）を育てている保護者が、より楽しく子育てができるよう、情報の交換や相談等を行うとともに、親子一緒に自由に遊べる場所を無料で提供している。今後は、運用改善を図るとともに、事業の拡大及び充実を検討する。	福祉課	継続充実
育児学級	親同士が、育児についての情報交換と仲間づくりをし、親子で楽しく遊ぶことをめざした集いの場としている。生涯学習課、子育て支援センターとの共催である。平成15年度は8回開催、参加人数226人であったが、今後も継続充実を図る。	健康共生課 福祉課 生涯学習課	継続充実
読谷まつりの充実	読谷まつりは、子ども達の日頃の様々な活動や取り組みの成果を披露する場であり、地域全体の交流の場である。今後とも内容の充実に努め、地域ぐるみの子育て支援に関する意識の向上を図る。	全体	継続充実
保育まつり	村内の3つの公立保育所が、地域の人との交流を目的に毎年開催している。今後も地域ぐるみの子育て支援に関する意識の向上を図るため、事業の拡大・充実を検討する。	福祉課	継続充実

3世代交流の促進	近年、核家族化の進行により、世代間交流が希薄になりつつある。 今後も、「ゆいまーる共生事業」の活用を視野に入れながら、祖父母と親、孫の3世代交流を促進する。	福祉課 健康共生課	継続充実
保育所地域活動の充実	老人福祉施設訪問等の世代間交流や小中高の「おにいちゃん・おねえちゃん」との交流、 <u>郷土文化伝承活動等、保育所の地域活動の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援意識を醸成する。</u>	福祉課	継続充実
保育サポートの育成とその活用	保育サポート養成講座(12時間)等により、 <u>地域の保育サポートを養成する</u> だけでなく、「ファミリーサポート事業」などその活用を検討する。	生涯学習課	新規検討 H17年～
保護者交流促進事業	「地域子育て支援センター」だけでなく、「子育てサロン」「母親クラブ」「つどいの広場」など、保護者同士が集い、助ける場所の提供を検討する。	福祉課	新規検討 H17年～

## Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

### 1. 健康の確保と増進

#### 【基本方針】

病気にならないための健康づくりと病気の予防及び早期発見に努めます。また、心の健康を守るため、心理相談機能の充実などを図ります。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
母子健康手帳の交付	健康に関する情報を記録することは、健康を守る第一歩であり、今後とも母子健康手帳の配布と活用を継続する。	健康共生課	継続
妊婦健康診査および妊婦B型肝炎検査	妊娠前期（19週まで）と妊娠後期（20週以降）に無料で1回ずつの健診と、35歳以上の妊婦は後期に無料で1回の超音波検査を受けることができる支援事業。B型肝炎検査は妊婦健康診査の前期の検査に含まれる。	健康共生課	継続
両親学級	夫婦で参加し、妊娠、出産、育児についての知識を得て、父親、母親としての自覚を持てるような場とする。経産婦でも希望者は参加可。1クール4回を年に4回実施。平成15年度の参加率は43%であった。	健康共生課	継続
成人健康相談	毎週月曜日午前中に、保健師による健康相談を実施。身体測定や血圧測定、妊娠中や産後の健康に関する相談など。	健康共生課	継続
妊婦訪問指導	妊娠中または産後に体調不良、不安を抱える妊婦・母親に対し、保健師が家庭訪問をして保健指導をする。	健康共生課	継続
母子栄養強化事業	支給条件（低体重児、非課税世帯、医師の証明）を満たす乳児（4ヶ月から誕生日の月まで）と妊婦（支給申請の翌月から出産予定の月まで）にミルクを支給。	健康共生課	継続
乳幼児訪問指導	発育・発達・育児に関すること、不安や気になることに対し、保健師が家庭訪問をして相談を受ける。	健康共生課	継続
乳幼児健診事業（乳児一般健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診）	心身の異常を早期に発見し、適切な援助を講じると同時に、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等専門職より、健全な発達のための知識を得る場としている。	健康共生課	継続

子ども健康相談	乳幼児健診において、継続的な観察が必要な乳幼児を持つ親に対して、保健師・心理相談員による健康相談を実施する。	健康共生課	継続
心理相談	乳幼児の健康や発育に関する不安、その他様々な育児不安を抱える親に対して、保健師・心理相談員による心理相談を実施する。	健康共生課	継続
新生児・褥婦訪問指導	母親と新生児の健康状態を把握し、適切な時期に乳房の手当や育児についての助言を行い、育児不安の解消につなげる。	健康共生課	継続
歯科検診	1歳児から5歳児を対象に、健康づくり村民のつどいで「歯科検診コーナー」を実施。平成15年度は230人が受診。	健康共生課	継続
予防接種事業	3ヶ月児から4歳児が対象の集団予防接種（ポリオ・DT・日脳）と、個別予防接種（DPT・麻しん・風しん・日脳）を実施。	健康共生課	継続
結核対策事業	0～6ヶ月の乳幼児対象の乳幼児結核検診と、全住民を対象にした成人結核検診で、BCG接種を実施。	健康共生課	継続
妊娠・出産・育児関連図書の充実	村立図書館等における妊娠・出産、育児に関する図書の充実を図る。	健康共生課	継続
母子保健推進員活動の充実	地域ぐるみの子育て支援体制を構築するため、地域に密着した母子保健推進員活動の充実を図る。	健康共生課	継続
母子保健連絡協議会の充実	母子保健計画の推進など、地域全体の母子保健活動を促進するため、母子保健連絡協議会活動の充実を図る。	健康共生課	継続



## 2. 食育の充実

### 【基本方針】

病気にならないための健康づくりにおいては、食習慣が重要なポイントであるため、食育の充実を図ります。

### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
食育に関する講習会の充実	公立3保育所と子育て支援センターにおいて、親子連続講座を栄養士会から年12万円の補助を受けて3回実施している(20組の参加)。	福祉課	継続
離乳食実習及び乳児相談	生後5ヶ月の赤ちゃんとお母さんを対象に、離乳食についての目的や具体的な方法を指導すると同時に、同月生まれの乳児をもつ母親達の交流の場としている。	健康共生課	継続
調理実習の充実	うぶ声教室や育児学級での調理実習の充実を図り、食育を推進する。	健康共生課	継続
学校における食育の推進	知識の普及だけでなく、実習も含め、学校における食育を推進する。	教育総務課	継続
親子料理教室の充実	伝統料理や農漁業体験などと関連づけながら、親子で楽しく参加できる料理教室を充実することにより食育を推進する。	健康共生課	継続充実

## 3. 医療環境の充実

### 【基本方針】

病気やけがに備えることは、住民の生命と健康を守る基本です。国や県と連携し医療環境の充実を図ります。

### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
助産施設入所事業	医療上、必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院分娩ができない場合に、その世帯の所得に応じて、入院分娩に要する費用の一部を公費で負担。	福祉課	継続
乳幼児医療費助成事業	3歳未満の乳幼児を養育する保護者に対し、保健診療による医療費の自己負担額を助成する。ただし3歳以上の児童にあっては、一部負担金から医療機関ごとに入院1日につき700円を控除した額を助成。	健康共生課	継続
かかりつけ医の普及促進	中部保健所及び県と連携し、かかりつけ医の普及促進に努める。	健康共生課	継続充実
小児救急体制の充実	県と連携し小児救急体制の充実に努める。	健康共生課	継続充実

### III 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実

#### 1. 次代の親の育成

##### 【基本方針】

核家族化の進行等の影響から、親になるまで、乳幼児や小さな子どもに接したことがない人が増えています。長期的視点から、次代の親の育成に取り組みます。

##### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
保育体験学習	保育所での中学生男女の保育体験学習を、今後も実施する。	教育総務課	継続
思春期ふれあい体験学習	思春期にある中学生、小学生が乳児相談、離乳食実習の場で乳児と触れ合う機会をつくる。中学校2校の各1クラスと、2子ども会で各1回ずつ開催。	健康共生課	継続
異世代間交流の促進	保育所や幼稚園の子ども達と小学校、中学校、高校の児童生徒との交流の機会を増やす。	生涯学習課	継続充実
思春期・健康教育の充実	思春期の心と体に関する教育を充実するとともに、喫煙・飲酒・薬物等についての知識の普及を図る。また、高校生に対する性教育の充実を図る。	教育総務課 健康共生課	継続充実

#### 2. 人と自然と触れ合う地域活動の充実

##### 【基本方針】

子ども達が心身ともに健やかな成長を遂げるよう、人と自然との触れ合いや地域における様々な活動・体験の充実を図ります。

##### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
職場体験事業の充実	職場体験事業を通じ、地域の企業や大人と交流する機会を増やす。	教育総務課	継続充実
総合的な学習の充実	総合的な学習を充実し、地域の人と自然と触れ合い学習する機会を増やす。	教育総務課	継続充実
地域子ども教室推進事業	地域の自然や歴史・文化を学び、スポーツや文化活動を促進するため、地域子ども教室の充実を図る。	生涯学習課	継続充実
地域交流事業	県内外の他の地域との交流を推進する。	生涯学習課	継続

地域体験事業の充実	地域の子ども達が読谷村の自然、文化、農漁業、伝統工芸を体験する機会を充実させる。	生涯学習課 商工水産課	継続充実
スポーツ・文化活動の促進	スポーツや文化活動の充実に努め、子ども達の健全育成を図る。	生涯学習課	継続充実
子ども会活動の充実	子ども会への加入を促進するとともに、その活動の充実を図る。	生涯学習課	継続充実

### 3. 心の教育の充実

#### 【基本方針】

不登校など心の問題への取り組みの充実を図ります。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
子ども立ち直り支援対策事業	地域と学校、行政が連携し、不登校の子ども達の立ち直りを支援する。	生涯学習課	継続充実
青少年健全育成事業	地域と学校、行政が連携し、青少年の健全育成に努める。	生涯学習課	継続充実
あいさつ運動の普及促進	あいさつを普及促進し、子ども達の健全育成に努める。	全体	継続充実
心の相談機能の充実	学校及び行政における心の相談機能を充実させるとともに、そのネットワーク化を図る。	福祉課 健康共生課 教育総務課	継続充実

### 4. 教育環境及び内容の充実

#### 【基本方針】

子ども達が心身ともに健やかな成長を遂げるよう、教育環境とその内容の充実を図ります。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
図書機能の充実	村立図書館及び学校等の図書室の充実を図るとともに、公民館などの公的施設における図書の充実を図る。	教育委員会	継続充実
I T 教育環境の充実	学校等におけるパソコンやインターネットの環境整備に努める。	教育総務課	継続充実
P T A活動の充実	P T A活動の充実を図るとともに、自治会や子ども会など地域組織との連携を強化する。	教育総務課 生涯学習課	継続充実
学校評議委員の活用	地域と学校の連携を強化するために、学校評議委員の活用に努める。	教育総務課	継続充実

地域人材の活用	人材バンクをはじめ、空手やスポーツ、伝統芸能、教育、地域の自然と歴史、方言、文化など様々な分野における地域人材の活用を図る。	生涯学習課	継続充実
幼稚園及び学校教育の充実	子ども達の教育の中心である幼稚園教育及び学校教育の充実に努める。	教育総務課	継続充実
校舎の改築	子ども達の安全で快適な教育環境を確保するために、必要に応じて校舎の改築を行う。	教育総務課	検討
校区の見直し	地域の実情に配慮し、適正な校区の見直しを行う。	教育総務課	検討

#### IV 安心・安全で豊かな生活環境の整備

##### 1. 豊かな生活環境の整備

###### 【基本方針】

豊かな生活環境は、子ども達がのびのびと育つために必要な条件です。読谷村の特色である豊かな自然環境の保全に努めるとともに、気軽に利用できる安全な公園や緑地の整備を進めます。また、静穏でゆとりのある住居の確保に取り組みます。

###### ◆ 具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
豊かな自然環境の保全	読谷村の豊かな自然環境は、子ども達の健全育成にとって最も重要な財産であり、今後ともその保全に努める。	都市計画課	継続充実
村営住宅の充実	村の住宅環境向上に資するため、今後とも村営住宅の充実に努める。	都市計画課	継続充実
公園・緑地等の整備・充実	緑あふれる生活環境と子ども達が安心して遊べる場所の確保のため、緑の計画等に基づき、公園及び緑地の整備・充実を図る。	都市計画課	継続充実
遊具の安全管理	子ども達の安全を確保するため、適正な遊具の安全管理に努める。	福祉課 都市計画課	継続
保育園の園庭開放	子ども達が安心して集い遊べる場所として、公立3保育所と法人3保育所（わかつたけ、喜名、のぐさ）の園庭を開放する。	福祉課	継続
バリアフリー化の促進	障害者だけでなく、子どもやお年寄りなど全ての人が暮らしやすいまちづくりをめざし、バリアフリー化を促進する。	都市計画課 福祉課	継続充実
静穏な住環境の確保	軍用機や車の騒音問題は、本村が長年抱える大きな問題であり、今後も静穏な住環境の確保に向けた取り組みを推進する。	全体	継続充実

## 2. 交通安全対策の充実

### 【基本方針】

子ども達を事故から守り、安心・安全な環境の確保に努めます。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
道路環境の整備	子ども達の安全確保のため、歩道やガードレール、街灯の設置など、道路環境の整備を推進する。	土木建設課	継続充実
交通安全指導の充実	子ども達を交通事故から守るため、警察と連携し、交通安全指導の充実を図る。	総務課	継続
登下校路の交通安全確保	地域やPTAと連携し、登下校時の交通安全確保に努める。	総務課	継続
チャイルドシートの普及促進	チャイルドシートの普及に努める。	総務課	継続

## 3. 防犯体制の充実

子ども達を犯罪や事件から守り、安心・安全な環境の確保に努めます。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
「太陽の家」の普及促進	子ども達を犯罪から守る「太陽の家」の普及を図るとともに、子ども達への周知を徹底する。	教育総務課	継続充実
防犯指導の充実	防犯指導を充実し、意識啓発に努める。	総務課	継続充実
防犯ステッカーの普及促進	防犯ステッカーの普及を促進し、犯罪から地域を守る。	総務課	継続充実
防犯・ハザードマップの作成	防犯・ハザードマップを作成・配布し、情報の提供と意識啓発に努める。	教育総務課	継続充実
防犯パトロール	防犯パトロールを充実し、犯罪を未然に防ぐ。	教育委員会	継続充実
街灯の設置推進	犯罪から地域と子ども達を守るために、街灯の設置を推進する。	総務課	継続充実
一戸一灯運動	犯罪から地域と子ども達を守るために、「一戸一灯運動」を推進する。	全体	新規検討 H18年～
登下校時子ども見守り運動	散歩、ジョギング、玄関前清掃などを児童生徒の登下校時にに行うよう呼びかけ、地域全体で子どもを見守る。	全体	新規検討 H18年～

## V 職業生活と家庭生活の両立の推進

### 1. 家族による子育て支援の促進

#### 【基本方針】

お母さん一人に子育てや家事を任せるのではなく、お父さんをはじめとする家族みんなの子育て参加・支援を促進します。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
両親学級	夫婦で参加し、妊娠、出産、育児についての知識を得て、父親、母親としての自覚を持てるような場とする。 特に、父親の育児参加を促すよう配慮する。経産婦でも希望者は参加可。1 クール4回を年に4回実施。平成15年度の参加率は43%であった。	健康共生課	継続 (再掲)
家族全体の子育て支援の促進	母親だけでなく、父親、祖父母、兄、姉など家族全体の子育て支援を促進する。	福祉課 健康共生課	継続

### 2. 子育てを支援する職場づくりの促進

#### 【基本方針】

職業生活と家庭生活との両立においては、職場の理解と協力が必要不可欠であり、子育てを支援する職場づくりを促進します。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
ノ一残業デー運動の普及促進	役場をはじめとして、職場におけるノ一残業デー運動を普及促進する。	総務課	継続
村内における雇用の場の確保	村内における雇用の場を確保することにより、職住近接を促進し、子育てと仕事が両立しやすい環境を実現する。	商工水産課	継続充実
事業所における子育て支援計画の策定	読谷村役場における次世代育成支援行動計画を推進する。また、従業者300人以上の大規模事業所における次世代育成支援行動計画の策定を促進する。さらに、従業者300人未満の事業所においても計画づくりに前向きに取り組むよう促す。	総務課 福祉課 商工水産課	新規 H17年～
事業所への意識啓発	読谷村内の事業所に対し、企業の子育て支援とその社会的役割などについての意識啓発を行う。	福祉課 商工水産課	新規 H17年～
県との連携によるファミリーフレンドリー企業の普及促進	村外で働く人も多いため、県と連携し、沖縄県全体でファミリーフレンドリー企業の普及を促進する。	福祉課 商工水産課	新規 H17年～

### 3. 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

#### 【基本方針】

男女が協働して子育てをしたり家事を分担したりすることなどができる男女共同参画社会の実現をめざします。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
あやとりプラン21の推進	男女共同参画社会の実現においては、仕事と子育ての両立が重要なテーマであるため、本村の男女共同参画社会行動計画である「あやとりプラン21」を推進する。	総務課 企画財政課	継続

## VI 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

### 1. ひとり親世帯への支援の充実

#### 【基本方針】

ひとり親世帯では保護者に大きな負担がかかっているため、特に配慮する必要があります。1つ1つの世帯にあわせたきめ細かい対応に努めます。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
児童扶養手当	主に母子家庭の18歳未満の児童を対象に、その児童を扶養している人に支給する。	福祉課	継続
母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭及び養育者家庭に対し、各医療保健診療に係る自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。	福祉課	継続
ひとり親世帯への就労支援	母子家庭など、ひとり親世帯では、仕事に就くこと自体に苦労することも多いため、今後とも就労支援を継続する。	福祉課	継続
ひとり親世帯の保育所への優先入所	ひとり親世帯の子ども達の保育充実と親の育児負担の軽減のため、保育所への優先入所を継続する。	福祉課	継続
公営住宅への優先入居制度の充実	ひとり親世帯の良好な居住環境の確保と経済的負担軽減に資するため、公営住宅への優先入居制度の充実を図る。	都市計画課	継続充実
読谷村母子寡婦福祉連絡協議会の充実	ひとり親世帯への支援活動を推進するため、読谷村母子寡婦福祉連絡協議会の充実を図る。そのためには活動場所の確保、人材育成、NPO化の検討が必要である。	福祉課	継続

## 2. 障害をもつ子どもがいる世帯への支援の充実

### 【基本方針】

障害をもつ子どもがいる世帯では、一人一人の子どもの状況に合わせた多様な子育て支援と周囲の支えを必要としています。それぞれの世帯にあわせたきめ細かい対応に努めます。

### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
障害児保育事業	心身に障害をもち、保育に欠け、集団保育が可能な児童を対象に、村立3保育所（読谷村・読谷村南・読谷村北）における保育を今後も継続する。	福祉課	継続
経済的支援	障害をもつ子どもがいる世帯の経済的負担を軽減するため、「障害児福祉手当」及び「特別児童扶養手当」を継続する。	福祉課	継続
用具等給付事業	障害をもつ子ども達の日常生活を支援するため、「身体障害児補装具給付事業」及び「日常生活用具給付事業」を継続する。	福祉課	継続
フレンドリー事業	不登校・ひきこもりの児童生徒とその保護者の交流の場を提供する。	社会福祉協議会	継続充実
ハッピークラブ活動	知的障害を抱える親が集い助け合えるよう、場所の提供を行う。	社会福祉協議会	継続充実
公営住宅への優先入居制度の充実	障害をもつ子どもがいる世帯の良好な居住環境の確保と経済的負担軽減に資するため、公営住宅への優先入居制度の充実を図る。	都市計画課	継続充実
障害者父母の会の活動の充実	活動の充実を図るため、活動場所の確保、人材育成、NPO化の検討等を行う。	福祉課	継続

## 3. 児童虐待及び家庭内暴力の防止

### 【基本方針】

児童虐待や家庭内暴力に関しては、一人の犠牲者も出さないという高い意識を持って対策に努めます。

### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
児童虐待防止ネットワークの創設	子どもへの暴力や育児放棄を防ぐため、児童虐待防止ネットワークを設置し、地域全体での取り組みを推進する。	福祉課	新規 H17年～
D Vに関する啓発活動	子どもや母親への暴力をはじめとするD V（家庭内暴力）の防止と救済のため、意識啓発と情報提供を推進する。	企画財政課	継続

## VII 計画の推進

### 1. 連携体制の強化

#### 【基本方針】

計画の推進にあたっては、全庁的な体制づくりに取り組むとともに、国や県、関係機関、周辺市町村との連携を密にします。

#### ◆具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
国や県、関係機関との連携	事業所への働きかけなど、施策によっては、村内に収まらないものもあり、国や県、関連機関との連携をこれまで以上に強化する。	福祉課	継続
周辺市町村との広域連携の充実	ファミリーサポートセンターや病後児保育など、広域的な施策として位置づけられるものもあるため、周辺市町村との広域連携の充実を図る。	福祉課	継続充実
全庁的な体制づくりの推進	本計画の内容は、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっているため、計画の推進にあたっては、庁内関連部署の有機的な連携による全庁的な体制づくりを推進する。	全体	新規 H17年～

### 2. 住民参加による計画の推進

#### 【基本方針】

地域ぐるみでの次世代育成支援に向け、住民・地域と行政の協働による計画の推進を図ります。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
児童虐待防止ネットワークの創設	子どもへの暴力や育児放棄を防ぐため、児童虐待防止ネットワークを設置し、地域全体での取り組みを推進する。	福祉課	新規 H17年～ (再掲)
次世代育成支援ネットワークの創設	地域ぐるみでの次世代育成支援の推進と本計画の進捗状況のチェック、様々な課題の検討などをを行う組織として、次世代育成支援ネットワークの設置を検討する。	福祉課	新規検討
各字における子育て支援の充実	地域ぐるみでの次世代育成支援を推進するため、各字懇談会を実施するとともに、字別子育て支援構想の策定、モデル地区の指定を検討する。	福祉課	検討

地域における活動の拠点の形成・充実	地域ぐるみでの次世代育成支援活動を推進するため、各地区ごとに拠点場所となる施設の確保に努める。具体的には、公民館等、既存施設の活用を検討する。	教育委員会 都市計画課 福祉課	検討
子ども会及び自治会活動の活性化	地域ぐるみでの次世代育成支援活動を推進する中心組織として、子ども会及び自治会活動の活性化を促進する。特に、子ども会・自治会加入率の向上に努める。	生涯学習課	検討
ボランティア組織、NPOの育成支援	読谷村の次世代育成を支援する組織として、ボランティア組織やNPO組織を育成する。	福祉課	検討
地域連携体制の強化	役場と各字、各種団体・組織との連携を強化し、地域全体で計画を推進する。	全体	検討

### 3. 情報発信の充実

#### 【基本方針】

住民参加の促進と次世代育成支援施策の住民への周知徹底という意味から、情報発信の充実を図ます。

#### ◆ 具体的施策

事業名	概 要	担当・関連課	実施区分
読谷村子育て情報誌（冊子・パンフレット）の作成	転入世帯をはじめとする住民への情報提供やワンストップサービス実現のためのハンドブックとして、「読谷村子育て情報誌（冊子・パンフレット）」の作成を検討する。	福祉課	新規 H18年～ (再掲)
ワンストップサービスの実現	住民が地域の子育て情報やサービスを受けやすいように、読谷村における次世代育成関連の情報を一ヵ所に集約し発信する。	全体	新規検討 H18年～
各種情報誌の充実	読谷村で発行されている様々な情報誌において、次世代育成支援関連情報の充実を図る。	全体	継続充実
インターネットによる情報の提供	読谷村及び沖縄県における次世代育成支援に関する情報を、分かりやすく簡単に入手できるよう、インターネットでの情報提供の充実を図る。	全体	継続充実

## 4. 相談機能のネットワーク化

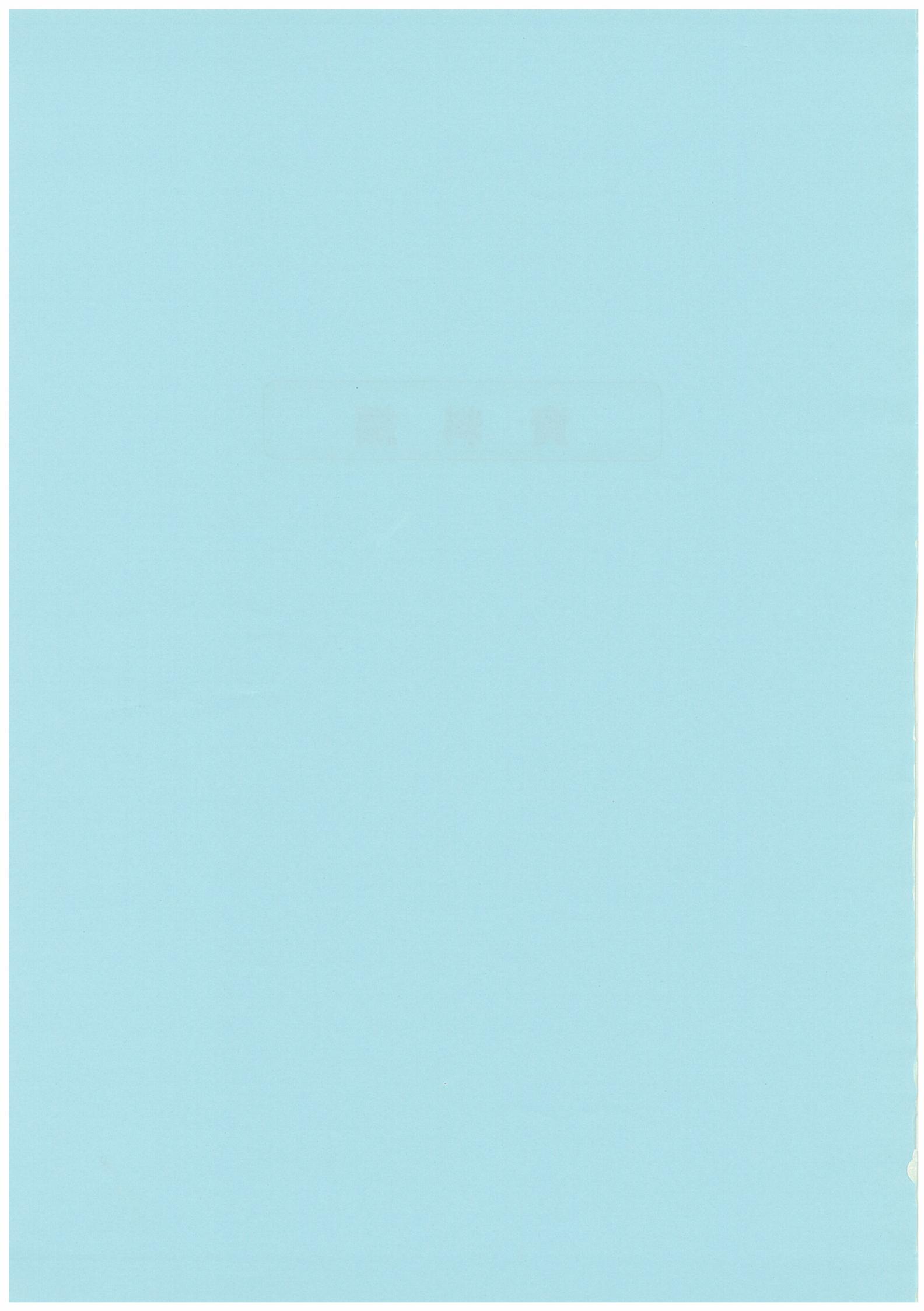
### 【基本方針】

各相談窓口や相談員のもとには、重要な情報が集まります。プライバシーの保護には十分配慮しながら、これらの相談窓口や相談員のネットワークを構築し、地域住民の実態に即した計画の推進に努めます。

### ◆ 具体的施策

事業名	概要	担当・関連課	実施区分
各相談機能の充実	児童生徒の心と体に関する相談や保護者の育児相談など、様々な相談機能の充実を図る。	全体	継続
相談窓口のネットワーク化	各相談窓口をネットワーク化し、情報を共有することにより、問題の早期発見や効率的な支援体制の構築に努める。 ただし、プライバシーの保護には十分に配慮する。	全体	継続充実

# 資料編



## ◆計画策定の経過

日付	事項
<b>平成15年度</b>	
平成16年1月28日	第1回地域協議会
平成16年2月5日	第1回作業部会
平成16年2月16日	第2回地域協議会
平成16年3月	「次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施 対象:小学校以下の子どものいる全世帯、児童、生徒、青年
<b>平成16年度</b>	
平成16年6月22日	ニーズ調査結果等についてのヒアリング(県)
平成16年7月8日	定量的目標数値(仮数値)の報告(県)
平成16年7月9日	第2回作業部会
平成16年7月22日	定量的目標数値(仮数値)についてのヒアリング(県)
平成16年8月26日	中部地区調整会議(県)
平成16年9月1日	関連課ヒアリング:商工水産課、生涯学習課、健康共生課
平成16年9月2日	関連課ヒアリング:学校教育課、総務課、企画財政課
平成16年9月7日	第3回地域協議会
平成16年9月17日	定量的目標数値(暫定数値)と放課後児童健全育成事業追加報告(県)
平成16年10月6日	住民ヒアリング:主任児童員、PTA連合会
平成16年10月7日	住民ヒアリング:母子保健推進委員会、母子寡婦福祉会、障害者親の会
平成16年10月15日	住民ヒアリング:子ども会育成連絡協議会
平成16年10月29日	進捗状況等の報告(県)
平成16年11月12日	中部地区調整会議(県)
平成16年11月24日	関連課ヒアリング:社会福祉協議会
平成16年12月21日	第3回作業部会
平成16年12月27日	関連課ヒアリング:母子保健担当
平成16年12月27日	第4回地域協議会
平成17年1月20日	定量的目標数値(平成17年1月現在)の報告(県)
平成17年1月31日	放課後児童健全育成事業に係る定量的目標数値の報告(県)
平成17年2月24日	第5回地域協議会
平成17年3月3日	最終報告(県)
平成17年3月18日	第6回地域協議会
平成17年3月24日	村長へ具申

## ◆読谷村次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 15 年 11 月 28 日

要綱第 8 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、少子化対策、次世代育成支援対策推進行動計画の策定に関する調査、研究および協議を行うため、読谷村次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織および運営に関する事項を定めるものとする。

### (任務)

第 2 条 協議会は、読谷村次世代育成支援対策推進行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、村長に具申するとともに「行動計画」の推進にあたる。

### (組織)

第 3 条 村議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱または任命する。

- (1) 子育てに関する活動を行う地域活動団体職員
- (2) 保健、福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 地域住民代表
- (5) 事業所関係者
- (6) 読谷村役場職員
- (7) 全各号に定める者のほか、村長が定める者

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。

- 2 委員は欠員が生じたときは、隨時補充することができる。
- 3 前項より補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第 5 条 協議会に委員長を置き、担当助役をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 会議は、委員長が収集し、議長となる。

- 2 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

**(事務局)**

第7条 庶務は福祉課において処理する

2 事務局に役場の関連職員並びに必要と認められる者でワーキングチームを置くことができる。

3 ワーキングチームは、適宜担当助役が選出する。

4 ワーキングチームは、資料収集及び調査研究を行い、基礎的資料を作成する。

**(委員)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は委員長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

## ◆読谷村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等
長浜宗則	読谷村子ども会育成連絡協議会長
仲眞朝雄	読谷村PTA連合会長
知花伸雄	校務研究会長
大城正夫	校務研究会長
比嘉信子	母子保健推進委員
上地利枝子	主任児童委員
岩下英明	沖縄残波岬ロイヤルホテル副支配人
安里とも子	中部福祉保健所地域健康課主任保健師
安次富浩	中部福祉保健所福祉課主幹
比嘉良公	わかたけ保育園長
塩川信子	地域住民代表
◎池原栄順	読谷村助役
長浜功勇	読谷村生活福祉部長
波平栄善	読谷村健康共生課長
伊波寛	読谷村学校教育課長
上地洋子	読谷村立北保育所長
大城真悠美	読谷村健康共生課保健師

◎委員長

## ◆読谷村次世代育成支援対策作業部会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等
山内勝美	読谷村福祉課地域福祉係長
上地洋子	読谷村立北保育所長
新里千代子	読谷村立子育て支援センター主任
又吉由樹子	読谷村健康共生課保健師
真玉橋直美	読谷村健康共生課保健師
葛原隆明	読谷村学校教育課学校教育指導主事
島袋泰一	読谷村学校教育課学校教育係
大城友誼	読谷村商工水産課係長
知花俊治	読谷村総務課行政係長
新里紹伝	読谷村企画財政課企画調整係長
平良充子	読谷村企画財政課女性行政係
知花勲	読谷村生涯学習課生涯学習係長

## ◆住民代表ヒアリング概要

### ●主任児童員

- ・地域の子育て支援が重要。
  - 各字の公民館単位で取り組むのが一番良い。しかし、その場合、自治会への未加入の問題がある。
  - 学校区単位で取り組むという選択肢もある。
- ・地域の活動拠点が必要。
  - 村に、児童館がないということが問題である。その代替として字の公民館や学校が考えられる。
  - 公民館をお年寄りと子ども達が一緒に使える施設にしてはどうか？
- ・不登校対策について。
  - 中学校で対策を講じるのは遅い（時間もお金も余計にかかる）。芽のある小学校の段階で取り組むことが重要である。本来は未然防止が望ましい。
  - ・隣近所との関わりが良いと更正も早い。横のつながりがあれば、（子育ての）ストレス解消や親の孤立防止にもなり、結果として虐待防止にもつながる。
  - ・村南部の人口流入地域で、様々な問題が起りつつあるため、早めの対応策が必要である。
  - ・学童の安全対策と指導員研修の充実が必要である。
  - ・子育て支援に関するリーダーボランティアなどの人材育成とそのネットワーク化（組織化）が必要。
  - ・自治会・子ども会への未加入問題が大きい。
  - ・「ゆいまーる共生事業」を活用して、お年寄りと子ども達の世代間交流を検討したい。
  - ・子どもの居場所づくりについて。
    - 部活が重要な役割を果たしている。
- 指導者や協力員などの確保が重要。
  - 地域人材を発掘し、人材バンクを充実・有効活用する。

### ●P T A連絡会

- ・地域ぐるみで子育てを支援するという環境が失われつつある。
  - 子ども会の加入率の低さがそれを象徴している（今回のニーズ調査でも明らか）。
  - このままでは、「母校はあってもふる里はない」という状況になりかねない。
- ・新たな状況に合わせて地域組織の再編・再構築を検討する時期に来ている。
  - 既存の字組織は郷友会的な組織（属人的組織）として残し、これとは別に各字に実際に住んでいる人・世帯が加入する地域行政的組織（属地的組織）を別に設置してはどうか？
- ・少なくとも子ども会・自治会への加入の促進と活動強化は必要である。
- ・地域の活動拠点、できれば児童館的なものを作ってほしい。
- ・公民館を地域のすべての人を開かれた施設となるよう運用改善して欲しい。
- ・P T Aの支部を各字に置き、地域とP T Aの連携強化を図ることも有効である。

次ページへ続く

## 前ページからの続き

- ・部活動が活発なことが、地域での子どもの活動の際の阻害要因となっているという皮肉な状況がある。  
　学校と地域の連携強化の必要性。  
　総合学習を地域単位で取り組むことも考えてみてほしい。
- ・読谷は地域の横のつながりは強いが、世代間の縦のつながり・交流が乏しいのではないか?  
　子どもから親、高齢者が一体となって行事に取り組み、大きい子（中学・高校生）が小さい子（幼稚園・小学生）の面倒を見るような地域をめざしたい。
- ・学校、PTA、子ども会、自治会、老人会、民生委員など様々な人や組織が連携・協力できる体制づくりが必要である。

## ●母子保健推進員

- ・親としての意識や知識が足りない親が増えている。  
　親としての教育も必要である。
- ・孤立する世帯や親が増えている。  
　他市町村からの流入世帯の増加。  
　地域内での世代間交流、家族ぐるみの付き合いの低下。  
　特に転入世帯へのケアは重要課題である。
- ・仕事と家庭が両立できる環境の整備が重要である。  
　共働きでないと生活できなくなりつつある。  
　病後児施設の利用は便利。読谷にもあるといい。  
　那覇市の保育士ヘルパーも便利である。  
　育児で仕事をやめても何年後かに職場復帰か再就職できる環境づくり
- ・過度の子育て支援で親が子どもをみなくなるというのは本末転倒である。  
　3歳あるいは小学校に上がるまでは親が家にいる環境が望ましい。  
　子どもの視点・立場を計画に反映すべき
- ・父親の育児参加を推進すべきである。
- ・職場の環境改善・意識改革が必要である。
- ・兄弟や同世代の子どもの減少により、子ども達に社会性がなくなりつつある。

## ●母子寡婦福祉会

- ・保育所の保育時間を何とかして欲しい（開所時間をもっと早く、閉所時間をもっと遅く）。
- ・子育て支援センターをもっと増やせないか？
- ・子どもだけでなく、高齢者や病人など介護が必要な家族を抱えている世帯には特に配慮して欲しい。
- ・幼稚園の保育機能を強化して欲しい。
- ・職場環境の改善が必要  
　フレックスタイムなど（子どもを送り出してから出勤したい）  
　託児所設置

次ページへ続く

前ページからの続き

- ・母子寮をつくってほしい。浦添市と沖縄市にはある。
- ・村営団地に託児所があるといい。
- ・母子家庭の村営団地への優先入居を検討して欲しい。
- ・学童の充実を図って欲しい。
- ・県の「日常生活支援事業」の利用者がいない。認知度が低いのではないか？
- ・母子家庭への子育て支援は、主に母子寡婦会が担っているが、村全体から協力する人が出て欲しい。
- ・子育て支援センターは親子一緒に利用できないため、母子家庭は活用しづらい。  
良い制度なので活用できるよう受け入れ態勢を考えて欲しい。

### ●障害者父母の会

- ・知的障害者は一生手がかかる。支援的な分断や国、県、村の縦割りをなくし、知的障害者との家庭の立場に立った施策体制を考えて欲しい。
- ・障害を抱える親同士の連携強化も必要である。
- ・「ゆいまーるレストラン」の活動を今後も伸ばしていくよう支援が必要である。
- ・在宅で重度の子どもの集まる場所を作つて5年くらいになる。軌道に乗りつつあり、成果も出ているので、行政の支援をお願いしたい。
- ・「なんくる作業所」の方は個人の借地で、2004(12月)で賃貸契約が切れてしまうため、新しい場所（作業所と事務所）を探してほしい。
- ・活動拠点の確保について支援して欲しい。  
「作業所」という機能だけではなく「憩いの広場」を作るという発想をもつて欲しい。  
「作業所」の充実も必要である。  
「事務所」も重要である。  
親同士の連携が今後さらに重要になるため、父母の会の役割は今後も重要となる。役割を果たすためには、活動拠点（事務所）が必要である。
- ・グループホームの必要性を感じる。
- ・障害をもつ子ども同士の交流が必要である。  
「かりゆし学園」の子が（ゆいまーるレストラン内の）作業を終わらせた後、重度の子ども達のケアをしたりしているが、いい関係ができている。
- ・ノーマライゼーションの推進を検討して欲しい。  
地域の大人や子ども達との交流を促進する。  
普通学級への受け入れを検討するなど。
- ・先進地視察等の成果を具体的に村の施策に反映して欲しい。
- ・親の教育とケアが重要である。  
保護者の勉強・交流の場づくり。
- ・ボランティア、NPO組織の育成。  
父母の会のNPO化の検討。

## ●子ども会育成協議会

- ・子ども達の居場所としては、学校の部活動と地域の活動が大きい。
  - ・ただし、学校の部活動と地域活動の時間帯が同じだと、中心的な子ども達が地域の活動に参加できないなどの問題がある。
  - ・学校と地域の連携が必要である。
  - ・地域活動は、地域によって差がある。
  - ・地域における子どもの活動への保護者、特に父親の参加・協力状況が悪い。  
　ともすると預けっぱなしということもある。
  - ・読谷は高齢者が優遇される制度は充実しているが、小中高生をサポートするシステムが弱いのではないか？
  - ・現状では、子どもを産めば産むほど生活は苦しくなる。村だけでなく、県や国の単位で、支援・優遇措置をもっと強化する必要がある。
  - ・指導者と魅力ある活動内容があれば子ども達は集まる。  
→人材育成が重要である。
  - ・親同士の交流活動も重要である。
  - ・子ども会、自治会への加入問題は複雑だが、地域内に住んでいる子ども達は分け隔てなく子ども会や地域の活動に参加できるようにすべき。  
　自治会費と子ども会費を分けて徴収するなどの工夫も必要である。
  - ・地域の子ども活動を活性化させるためには、お年寄りの理解と協力が必要である。
  - ・親だけでなく、老人会など地域の大人を巻き込むことが重要である。  
　例えば、公民館の使用など。
  - ・地域のなかで、子育てについての話し合いをすべきである。
  - ・青年会と子ども会の交流を活発化したい。
  - ・子ども会の活動費捻出の工夫をして欲しい。
- (例) 3,000名いる老人会で一人100円の会費を徴収することはできないか？  
　子どもがいる世帯を正会員、子どもがいない世帯を準会員という区分にした上で、全世帯による子ども会への参加・支援を促す。
- ・公民館の開放を進めて欲しい。  
　土曜・日曜や5時以降の利用が困難な公民館もある。
  - ・交流事業は子ども達が成長する良い機会なので、今後も継続できるよう検討して欲しい。
  - ・世代間交流の充実を推進して欲しい。
  - ・村の情報が入ってこない。情報をもっと分かりやすく末端まで流して欲しい。  
　公民館や役場で情報が止まっているケースもある。  
　期限が過ぎているということもよくある。  
　メール利用なども検討して欲しい。

## ◆次世代育成支援対策推進法

(平成十五年七月十六日)  
(法律第百二十号)

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 行動計画
  - 第一節 行動計画策定指針(第七条)
  - 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条—第十一条)
  - 第三節 一般事業主行動計画(第十二条—第十八条)
  - 第四節 特定事業主行動計画(第十九条)
  - 第五節 次世代育成支援対策推進センター(第二十条)
- 第三章 次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)
- 第四章 雜則(第二十二条・第二十三条)
- 第五章 罰則(第二十四条—第二十七条)
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

#### (基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

#### (事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

#### (国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要な事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

#### (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

#### (都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

#### (都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

#### (市町村及び都道府県に対する国の援助)

第十二条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適當でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

#### (委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

#### (一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### **第四節 特定事業主行動計画**

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### **第五節 次世代育成支援対策推進センター**

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### **第三章 次世代育成支援対策地域協議会**

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

## 第四章 雜則

### (主務大臣)

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

### (権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

## 第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(平成一五年政令第三七一号で平成一五年八月二二日から施行)

### (この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

### (検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ◆特定14事業の概要

### ●通常保育事業

日々の保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育する事業

- ・実施場所 児童福祉施設最低条件を満たした認可保育園
- ・負担割合 国1/2 県1/4 市町村1/4
- ・保育所数 平成15年4月1日 公立151施設、私立175施設 計326施設  
(参考 認可外保育園 545施設)
- ・入所利用児童数 平成15年 公立11,038人、私立15,404人、計26,442人  
(参考 認可外保育施設 25,577人)
- ・平成14年保育所運営費実績  
保育所運営費実支出額 307億58百万円  
保育所運営基本額① 253億71百万円  
保育所徴収額② 62億90百万円 (保育料軽減額18億86百万円は市町村持ち出し)  
補助基本額①-② 190億80百万円 (国、県、市町村の負担割合で負担)

### ●延長保育

11時間の開所時間の前後において、概ね30分以上の延長保育を行う事業（前後それぞれ7時間まで延長可能）

- ・負担割合 国1/2 県1/4 市町村1/4
- ・県内の実施状況 平成14年 公立28施設、私立137施設 計164施設  
(実施率 17.6% 81.1% 50.9%)

<参考> 2時間以上の「長時間延長」は全額国庫負担となる  
(平成14年 公立1ヶ所、私立7ヶ所実施(延長保育の内数))

## ●夜間保育事業

夜間、保護者の就労等により保育に欠ける児童に対し、保育を行う事業

- ・定員 入所定員は 20 名以上とすること。
- ・保育の方法 開所時間は原則として 11 時間とし、おおよそ午後 10 時までとすること。
- ・運営費の支弁 通常保育に定める保育単価に加算分保育単価を加えて支弁する。負担割合は通常保育と同じ

前延長 通常延長 後延長

- ・県内の実施状況 那覇市 1 施設 (9:00~13:00~00:00~2:00)  
沖縄市 1 施設 (8:00~11:00~22:00~2:00)

## ●子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)

保護者が仕事等の理由によって帰宅が夜間にわたる場合や休日の勤務などに対応する事業（宿泊可）

- ・費用負担 利用者負担金はショートステイ事業と同じ
- ・補助金額 夜間養護分 1,600 円  
休日デイサービス分 2,700 円

## ●休日保育事業

日曜・祝祭日の保育需要に対応するため、市町村が指定した保育所において、休日に保育を行う事業

- ・負担割合 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
- ・県内の実施状況 平成 14 年 那覇市 1 施設 浦添市 1 施設

## ●放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校低学年児童（1 年生～3 年生）に対し、授業の終了後に児童厚生施設（児童館）等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

- ・活動内容 健康管理、安全の確保、遊びを通しての社会性などの確保、活動状況の把握と家庭への連絡等
- ・負担割合 国 1/3 県 1/3 市町村・社会福祉法人 1/3
- ・平成 14 年度実施箇所 22 市町村 127 ケ所  
(平成 13 年：22 市町村 110 カ所) 補助金額 2 億 1,247 万 6 千円  
登録児童数 5,502 人

### ●乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育(施設型))

保育所への通所中の児童等が、「病気回復期」であることから、自宅での養育を余儀なくされる期間、病院などにおいて児童を一時預かる事業を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、合わせて児童の健全な育成を目的とする事業である。

- ・事業内容 市町村が指定した病院などの実施施設が、看護士及び保育士等を配置することにより、病後児保育を実施する。(実施施設で児童を預かる定員は乳幼児2人以上)

・負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3

・平成14年度実施箇所 8市町村9箇所

(平成13年:6市町村7ヶ所) 補助金額 3,469万1千円

利用人数 43,469人

※延利用児童数に応じた1カ所あたりの基本分単価等により補助金を算定。

### ●乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育(派遣型))

保健所などへの通所中の児童が、「病気回復期」であることから、自宅での養育を余儀なくされている期間、病院等において児童を一時預かる事業を行うことにより、保護者の子育てと支援と就労の両立を支援し、併せて児童の健全な育成を目的とする事業である。

- ・対象児童

保育所に通所している児童等であって、病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童で、市町村長が必要と認めたもの。

- ・事業内容

市町村に登録された看護士及び保育士などを対象児童宅に派遣し、保育を行う事業

・負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3

・県内における実施市町村なし

### ●子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等、社会的な事由により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童または緊急一時的に保護を必要とする母子などを短期間（原則7日間）預かる事業

平成15年から、育児不安や育児疲れ、慢性時疾患児等の看病についても新たに対象事由としている。

- ・負担割合 国1/2 県1/4 市町村1/4

- ・平成15年度予定 那覇市のみ（母子生活支援施設さくらで実施予定）

- ・補助基準額 2歳未満・慢性疾患児 10,800円（一日あたり）  
2歳以上児 5,600円（一日あたり）

- ・利用者負担金は、生活保護者世帯は全額免除  
市町村税非課税世帯は人件費相当分以外を負担  
その他の世帯は、事業費の半分負担としている。

- 1人親の世帯は、市町村民税非課税の場合、徴収金を免除

### ●一時保育事業

保護者の就労形態・疾病・入院・または育児疲れの解消等私的の理由により一時的に保育を必要とする児童の保育を保育所で一時的に行う事業。

- ・負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3

- ・県内の実施状況 平成14年 公立8施設、私立46施設、計54施設

### ●特定保育事業(平成15年度創設)

親の就労形態の多様化（パートタイム労働者の増大など）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週に2、3日程度、または午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できるサービス。

具体的にはパート労働者が、必要な日時について月極めで継続的に利用できる仕組みとしている。

- ・負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3

- ・補助単価（月額） 週2日程度 18,500円  
週3日程度 26,300円

- ・県内の実施状況なし

## ●ファミリー・サポート・センター事業(所管課:労働政策課)

ファミリー・サポート・センターとは、育児や介護の援助を受けたい者と行いたい物が会員となって地域で援助活動を行う組織である。

### ・育児サポートの内容

保育園の開始前や終了後、保育園までの送迎、学童保育終了、学校の夏休み、保護者の病気や急用、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、買い物等の外出の際などの子どもの預かり保育

### ・介護サポート

高齢者などの世話、部屋の掃除、衣類の洗濯、通院の付き添い等

### ・ファミリー・サポート・センター設立の基準

原則として5万人以上の市町村

会員数が300人以上であること。ただし、設立後300人以上となることが見込まれる場合にも設立できること。

### ・設置運営：市町村

・設置運営基準額：5,604,500円（国庫1/2）

### ・県内のファミリー・サポート・センター

沖縄市ファミリー・サポート・センター（育児） 沖縄市高原の福祉文化プラザ内

報酬 通常活動 600円／時間

その他 700円／時間

対象 生後3ヶ月～12歳（小学生）

## ●地域子育て支援センター事業

専任の職員を配置し、育児不安などについての相談、指導、保育に関する情報提供、子育てサークルの育成支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業。専任の職員（指導者）が必要である。

・負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3

・県内での設置状況 平成14年 公立15施設、私立12施設

### ●つどいの広場事業(平成14年創設)

主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合う場を提供する事業

- ・事業内容

- (1) 子育て親子の交流、集いの広場を提供すること
- (2) 子育てアドバイザーが、子育て・悩みに応じること
- (3) 子育ておよび子育て支援に関する講習を実施すること
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習を実施すること

- ・実施方法 主に公共施設内のスペース、公民館、学校の余裕教室などで実施し、事業の実施は週3回以上を行うことを原則とする。茶菓子代などは、利用者から実費を徴収する。

- ・実施主体 市町村（社会福祉法人、NPO法人への委託可）

- ・負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3

- ・補助単価 6,368千円（うち初年度設備費1,353千円）【年額】

- ・県内の実施市町村 なし（平成16年計画もなし）

## ◆用語解説

### 【あ行】

#### I T (Information Technology／I T教育)

I Tとはコンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。I T教育とはI Tを活用する能力（ITリテラシー）等を養成するために行う教育のこと。

#### 預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かること。

#### 育児グループ／子育てサークル

子どもの育児をしている親同士が楽しく子育てができるように、子育てに関する情報交換や交流などを目的に自主的に結成されたグループのこと。

#### インターネット

情報通信技術の1つである“通信プロトコルTCP/IP”を用いて、様々な地域で構築されている局所的なコンピュータネットワークを相互に接続した世界規模の巨大なコンピュータネットワークのこと。

#### N P O (Non Profit Organization、特定非営利活動法人)

民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動する団体のこと。新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。1998年に制定されたNPO法（特定非営利活動促進法）では、まちづくりなどの目的で活動を行う団体に対し法人格を付与している。

#### エンゼルプラン

正式名称は「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」。少子化傾向に歯止めをかけるためには総合的な子育て支援が必要であるという認識から、平成6年（1994年）12月に文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により、おおむね10年間で推進する子育て支援施策の基本方向と重点施策を示した計画である。基本的視点として、生み育てやすい社会環境の整備、社会的支援システムの構築、子どもの最善の利益確保が掲げられている。

さらに、平成12年度（2000年度）から平成16年度（2004年度）までを計画期間として、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画を取りまとめた「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画（新エンゼルプラン）」が平成11年（1999年）12月に策定された。

#### オープンスペース

大規模なビルやマンションに設けられる空地（くうち：敷地のうち建築物が建てられていない部分）であって、歩行者用通路や植栽などを整備した空間をオープンスペースという。また広い意味では、都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間を総称して「オープンスペース」と呼ぶ場合がある。

## 【か行】

### かかりつけ医

患者の日常生活に密着し、病気の際にまずははじめに診てもらう医師のこと。あるいは、地域社会の中で患者が慣れ親しんでいる行きつけの医師のこと。患者の病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談を行えるメリットがある。

### グループホーム

認知症や障害を持つ人が「少人数（5～9人）のグループによる家庭的な雰囲気の中で、専門のスタッフと一緒に共同生活を送る施設のこと。

### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子がその年の年齢別出生率で子どもを生むと仮定した場合の一生の間に生む子ども数に相当する。女性が一生の間に生む子の平均数の移り変わりを表していると言ってよい。

## 【さ行】

### 次世代育成対策支援推進法

我が国における急速な少子化の進行ならびに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。基本理念を定めるとともに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしている。

### 児童虐待防止ネットワーク

児童虐待とは、児童に対する、1) 殺る蹴るなどの身体的暴力、2) わいせつな行為をしたり、させたりする性的暴力、3) 食事を与えないなどの養育放棄（ネグレクト）、4) 暴言を吐くなどの精神的暴力を指し、児童虐待防止法では、国及び地方公共団体の責務として、児童虐待の予防及び早期発見等について、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならないと定めている。

### 少子化

社会・経済の変化により出生率が低下し、子どもの数が少なくなる状況のこと。少子化の進行は、労働人口の減少を招き、高齢化が進むことで年金、医療、介護などの社会保障費が増加して、国民一人一人の負担が増大することにつながるため懸念されている。

### 食育

生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることをめざし、児童一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるようにすること。また、楽しい食事や給食活動を通じて、豊かな心を育成し社会性を涵養すること。

### 人材バンク

一般には、民間の就職斡旋業者を指すが、福祉や生涯学習、まちづくりの分野では、地域やグループで行う学習活動、スポーツ活動、地域活動などさまざまな活動に対して、指導・協力してくれる方（個人・団体）を登録し、その情報を提供するしくみのこと。

## **総合計画**

地方自治体は、地方自治法の規定に基づき基本構想を定め、総合的で計画的な行政運営を進めなければならず、多くの自治体では、この基本構想を定め、基本計画や実施計画を策定し、これらの計画を合わせて「総合計画」として、地方自治体における最上位計画に位置づけ、行政運営の指針としている。

読谷村でも 1978 年に第 1 次の「読谷村総合計画基本構想」を策定し、現在は「第 3 次読谷村総合計画基本構想」(1998 年～2007 年) の期間中である。

## **【た行】**

### **D V (Domestic Violence)**

いわゆる家庭内暴力のことであり、配偶者や家族、恋人など、親しい関係にある人からふるわれる暴力。当事者間の個人的な問題とみなされたり、被害者が恥や自責の感情から被害が密室化しやすい点が問題である。

### **太陽の家(子ども 110 番の家)**

児童を凶悪犯罪から守るために、通学路を中心にはじめに民家や書店、事業所等が委嘱を受けて、緊急時の駆け込み場所としての役割等を果たしている。

### **男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

読谷村でも男女共同参画社会の実現に向け、2000 年に「あやとりプラン 21—男女共同参画社会を創る読谷村行動計画」を策定した。

## **【な行】**

### **認可保育所**

厚生労働省が定めた保育士の数や保育室の広さ等の基準(児童福祉施設最低基準)を満たし、都道府県知事の認可を受けて開設した保育所のこと。

### **認可外保育施設**

乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、児童福祉法上の届け出をしていない又は認可を受けていない保育施設を総称したもの。認可外保育施設に対しては、児童福祉法に基づき、都道府県がその設置・運営状況について調査を行い、児童の福祉上問題がある場合には改善を求めるなどの指導を行っている。

### **年少人口**

国勢調査などの統計において、0～14 歳の人口のこと。15～64 歳の人口は生産年齢人口、65 歳以上は老人人口と呼ばれる。

### **ノーマライゼーション**

障害者や老人など社会的に不利を負う人々を、あるがままの姿で受け入れ、他の人々と同等の権利が享受できる様にするという考え方。

## 【は行】

### ハザードマップ

災害地図のこと。ハザードは英語で災害の意味。一般には、災害に対する地域住民の避難や施設整備等の検討のために、被害が想定される区域と被害の程度を示した地図に、必要に応じ避難場所・避難経路などの防災情報を加えたもの。ハザードマップは、迅速な避難活動を可能にするほか、防災教育や防災意識の啓発と高揚に活用でき、また、防災を意識したまちづくりを推進するための一助となる。

最近では、子ども達を交通事故や水難事故、落下事故などから守るため、子ども達自身が、自らの視点からハザードマップをつくる取り組みが注目されている。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ファミリーフレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業をいう。厚生労働省では、ファミリーフレンドリー企業に向けた取組を積極的に行っており、その成果があがっている企業等への表彰を実施するなどしている。

### フレックスタイム制

フレックスタイム制は、1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねる制度。

### 母子保健計画

市町村において、母と子の健康を守るために策定される計画。妊娠、出産、育児、その他健やかな子育てに関する今後の望ましい方向性や地域における母子の健康及び生活環境の向上を図るために体制づくり、効果的な母子保健施策の推進に資するよう策定される。

読谷村でも平成9年度から10年度にかけて、「読谷村母子保健計画」を策定し、策定後、計画した事業が円滑に実施できるよう、「母子保健連絡協議会」を設置し、事業内容の点検や助言、実践報告会を行っている。

## 【や行】

### ゆいまーる

沖縄で昔からみられる近隣での助け合いの仕組み、または助け合いのこと。最近では、福祉やまちづくりの分野で、相互扶助、協働などの意味でも使われることが多い。

## **幼保一元化**

保護者の多様な保育・幼児教育ニーズに的確に対応できるよう、幼稚園と保育所の施設・運営の共用化、職員の兼務などについて地域の実情に応じて弾力的な運用を図ること。それにより幼児教育環境の質的な向上を推進し、共用化された施設について保育の内容等運営が工夫され、有効利用が図られることを目的とする。

## **【わ行】**

### **ワンストップサービス**

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きをいっぺんに行なえる「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。



---

## いきいき親子“夢”プラン

### —読谷村次世代育成支援対策推進行動計画—

2005年3月

■発 行 読谷村

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地

■編 集 読谷村役場 福祉課

電話:098-982-9209 FAX:098-982-9210

■編集協力 財団法人 沖縄県公衆衛生協会

沖縄県島尻郡大里村字大里 2013

電話:098-945-2686

---